

令和元年度

八代市議会総務委員会記録

審査・調査案件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 3月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 5 6 |
-

令和2年3月18日（水曜日）

総務委員会会議録

令和2年3月18日 水曜日

午前10時00分開議

午後 3時41分開議（実時間252分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）
1. 議案第42号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第12号
1. 議案第5号・令和2年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第43号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第11号・令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算
1. 議案第18号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分））
1. 議案第19号・八代市過疎地域自立促進計画の変更について
1. 議案第22号・八代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について
1. 議案第23号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第24号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正について
1. 議案第25号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
1. 議案第26号・八代市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
1. 議案第27号・八代市印鑑条例の一部改正について

1. 所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
- （八代市国土強靱化地域計画（案）について）
- （令和2年度組織機構再編の概要について）

○本日の会議に出席した者

委員長	橋本幸一君
副委員長	金子昌平君
委員	太田広則君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本徳一郎君
委員	堀徹男君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	佐藤圭太君
財務部次長	尾崎行雄君
理事兼 新庁舎建設課長	松元真介君
財政課長	田中智樹君
市民税課長	中田利一郎君
市長公室長	松本浩二君
理事兼国際課長	嶋田和博君
理事兼秘書広報課長	野々口正治君
人事課長	濱田浩介君
総務企画部長	松村浩君
総括審議員兼 総務企画部次長	山田純子君
総務企画審議員	緒方浩君
理事兼企画政策課長	福本桂三君

文書統計課長	加 来 康 弘 君
情報政策課長	早 木 浩 二 君
危機管理課長	廣 兼 和 久 君
危機管理課 消防防災係長	稲 崎 敬 文 君
市民環境部長	桑 原 真 澄 君
理事兼 市民活動政策課長	遠 山 光 徳 君
人権政策課長	宮 川 武 晴 君
市民課長	西 田 裕 一 君
市民課長補佐	竹 下 慎 一 君
部局外	
議会事務局長	宮 田 径 君
議会事務局次長	増 田 智 郁 君

○記録担当書記 上 野 洋 平 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(橋本幸一君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第1号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第11号(関係分)

○委員長(橋本幸一君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第1号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入と及び歳出の第2款・総務費、及び歳出の第12款・諸支出金について、財務部より説明願います。

○財務部長(佐藤圭太君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部の佐藤でございます。

総務委員会に付託された議案につきまして、

総務委員会審査案件に従って説明させていただきます。

まず、予算議案の説明につきまして、一般会計は全体の歳入及び歳出の総務費、その他関係分について尾崎財務部次長、議会費は増田議会事務局次長、消防費は山田総務企画部総括審議員兼次長が説明いたします。なお、ケーブルテレビ事業特別会計につきましては、早木情報政策課長が説明いたします。

次に、事件議案のうち、専決処分の報告、その承認については尾崎財務部次長、その他の事件議案及び条例議案につきましては、それぞれの担当課長が説明いたします。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

○財務部次長(尾崎行雄君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部次長の尾崎でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○財務部次長(尾崎行雄君) それでは、別冊となっております議案第1号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第11号をお願いいたします。

総務委員会付託分について御説明いたします。1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ14億7334万3000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ668億989万2000円としております。

次に、第2条で継続費の補正を、第3条で繰越明許費の補正を、第4条で債務負担行為の補正を、第5条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4ページから8ページの表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正は、1の変更で、歳出予算の追加及び契約内容の支払い予定に合わせて年割額の変更を行っております。

まず、款2・総務費、項1・総務管理費の新庁舎建設事業では、補正前の133億8080万円に、電気附帯工事の2億7500万円を追加し、補正後の総額を136億5580万円とするとともに、支払い予定に合わせるため、年割額の変更を行っております。

次の款9・教育費、項7・社会教育費の民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業では、総額に変更はありませんが、契約内容の支払い予定に合わせて年割額の変更を行っております。

5ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正では、本年度内の事業完了が見込めない事業について、繰越明許費の追加及び変更を行っております。

まず、1の追加では、款2・総務費、項1・総務管理費のコミュニティセンター施設整備事業で2120万8000円の限度額設定を行っておりますが、これは、高田コミュニティセンター機械設備工事において、契約相手方より令和2年度に一括して完工払いの意向を示されたので、繰り越すこととなったものでございます。

次に、款3・民生費、項1・社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業で1億6352万円、及び施設開設準備経費助成特別対策事業で3188万2000円の限度額設定を行っております。これは、地域密着型の2つの介護施設整備について、年度内の完成が困難となったことから繰り越すものでございます。

次に、項2・児童福祉費の私立保育所施設整備事業で1億2755万8000円の限度額設定を行っておりますが、これは、認定こども園、聖愛幼稚園の改築工事において、年度内の解体工事の完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

続きまして、款5・農林水産業費、項1・農業費の強い農業づくり支援事業では5億4634万1000円の限度額設定を行っております。今回整備予定の集出荷貯蔵施設建屋の建設資材であるハイテンションボルトの需要逼迫を受け、工事が年度内に完了しないため繰り越すものでございます。

次の農業水路等長寿命化・防災減災事業では690万2000円の限度額設定を行っておりますが、これは、令和2年度事業の前倒しがあり、十分な工期が確保できず、年度内完了が困難なため繰り越すものでございます。

次の地籍調査事業の3783万円は、国の1次補正予算に伴うものであり、令和2年度実施予定の一部を前倒しして行うものですが、年度内での事業完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

次に項2・林業費の道整備交付金事業で6751万4000円の限度額設定を行っておりますが、これは、国の1次補正に伴い、今回の補正予算に計上しております令和2年度実施予定を前倒しして行うものですが、年度内での事業完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

続きまして、款6、項1・商工費のかわまちづくり推進事業では6458万1000円の限度額設定を行っております。これは、球磨川左岸高水敷を、国交省と市が連携して整備を行っておりますが、国施工の基盤整備の計画に変更が生じたことから着手が遅れ、年度内の完了が困難となりましたので、繰り越すものでございます。

6ページに移りまして、款7・土木費、項1・土木管理費の民間建築物耐震化促進事業では、1120万円の限度額設定を行っておりますが、申請者と設計者等による耐震工事計画の協議に時間を要したものなど、年度内の事業完了が困難となったことから繰り越すものでござ

います。

次の老朽危険空き家等除却促進事業では73万2000円の限度額設定を行っておりますが、これは、事業実施者の辞退があり、待機者を繰り上げて事業を実施することとしましたが、昨年末に事業開始され、年度内の完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

次に、項2・道路橋梁費の交通安全施設整備事業で2046万円の限度額設定を行っております。これは、国の1次補正に伴い、今回の補正予算に計上しております令和2年度実施予定を前倒しして行うものですが、年度内での事業完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

次に、項3・河川費の市内一円河川改修事業で500万円の限度額設定を行っております。これは、入札不調があり、再入札を行ったことにより、業者選定が遅れたことから、年度内の完了が困難となったため、繰り越すものでございます。

次に、項5・都市計画費の西片西宮線道路整備事業で1億1469万3000円の限度額設定を行っております。これは、国の1次補正に伴い、令和2年度実施予定の事業の一部を前倒しして行うものなど、年度内の完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

次の市内一円都市下水路整備事業で1050万円の限度額設定を行っておりますが、これは、入札不調があり、再入札を行ったことにより、業者選定が遅れたことから、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。

次の都市公園安全・安心対策緊急支援事業で724万1000円の限度額設定を行っておりますが、これは、トイレ改築・園路改修工事において、受注生産資材の入手遅延により、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでござ

います。

続きまして、款8・項1・消防費の消防施設整備事業では356万4000円の限度額設定を行っておりますが、これは、消防施設整備事業の消火栓負担金について、入札不調や地元及び道路管理者等と協議及び設計見直しに不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。

次の防災行政無線整備事業では6億1100万円の限度額設定を行っておりますが、これは、防災行政無線整備工事において、契約相手方より令和2年度に一括して完工払いの意向を示されましたので、繰り越すこととなったものでございます。

7ページをお願いします。

続きまして、2の変更でございます。款5・農林水産業費、項1・農業費の市内一円土地改良整備事業で、補正前の1337万5000円に500万3000円を増額し、1837万8000円に限度額の変更を行っておりますが、これは2回の入札不調、及び令和2年度予定していた事業が前倒しとなり、十分な工期を確保できないため繰り越すものでございます。

款7・土木費、項2・道路橋梁費の道路維持事業で、補正前の4400万円に5000万円を増額し、9400万円に限度額の変更を行っておりますが、これは、国の1次補正に伴うものであり、今回の補正予算に計上しております令和2年度実施予定を前倒しして行うものですが、年度内での事業完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

次の市内一円道路改良事業で、補正前の1億5462万円に1億4460万1000円を増額し、2億9922万1000円に限度額の変更を行っておりますが、これは、今回の補正予算に計上しております令和2年度実施予定の国の1次補正に伴い、道路改良工事を前倒しして行うものなど、年度内完了が困難となったため

繰り越すものでございます。

次の橋梁長寿命化修繕事業で、補正前の１億１９００万円に１億８３００万円を増額し、３億２００万円に限度額の変更を行っておりますが、これは、今回の補正予算に計上しております令和２年度実施予定の国の１次補正に伴い、維持補修工事を前倒しして行うものなど、年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

続きまして、款１０・災害復旧費、項１・農林水産業施設災害復旧費の林道施設災害復旧事業で、補正前の２９６万５０００円に５００万円を増額し、７９６万５０００円に限度額の変更を行っております。これは、平成３０年７月の梅雨前線豪雨に伴う林道菊池人吉線の復旧工事において、竣工検査前に再度被災したため、被災の要因となったのり面上部の整備を、県が繰越し事業により実施しますことから、県の仮設防護柵工事完了後に施工するため、繰り越すものでございます。

８ページをお願いします。

第４表、債務負担行為補正でございます。１の廃止として、財務書類等作成業務委託を職員による自主作成に切り替えましたので、減額補正して債務負担行為を廃止するものでございます。

次は、第５表、地方債補正でございますが、１の変更で、まず、土地改良事業では、補正前の７７９０万円から１億１２７０万円増額し、１億９０６０万円に変更いたしております。

次の林道整備事業では、補正前の６０１０万円から３６２０万円増額し、９６３０万円に変更いたしております。

次の道路整備事業では、補正前の９億９４３０万円から１億３２００万円増額し、１１億２６３０万円に変更いたしております。

次の河川海岸整備事業では、補正前の３８５０万円から２７５０万円増額し、６６００万円

に変更いたしております。

次の港湾整備事業では、補正前の２億３８７０万円から１億１０５０万円増額し、３億４９２０万円に変更いたしております。

次の街路整備事業では、補正前の１億６２０万円から２５００万円増額し、１億３１２０万円に変更いたしております。

次の災害復旧事業では、補正前の５４億６２８０万円から７２６０万円減額し、５３億９０２０万円に変更いたしております。

詳細は、１６ページから１７ページにかけて、歳入、款２２・市債のところで説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。１２ページをお願いいたします。

款１・市税、項１・市民税、目２・法人、節１・現年課税分で、減額の４５００万円を計上しておりますが、これは、決算見込みに伴う減額を行っております。

次に、項２、目１・固定資産税、節１・現年課税分で３億８０００万円を計上しておりますが、これは、償却資産の決算見込みに伴う増額を行っております。

款１１、項１、目１、節１・地方交付税で１億１９６３万２０００円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

１３ページをお願いします。

次に、款１５・国庫支出金、項１・国庫負担金、目１・民生費国庫負担金、節１・社会福祉費負担金で２５００万円を計上しております。この障がい児通所支援事業負担金は、令和元年１０月からの幼児教育・保育の無償化等で、給付費が増加したことによるものでございます。次に、節２・児童福祉費負担金で６１７８万７０００円を計上しておりますが、まず、保育所運営費負担金の５３９６万３０００円は、私立

保育所や小規模保育事業所等に支弁する施設型給付費が増加したことによるものでございます。また、子育てのための施設等利用給付交付金782万4000円は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、私学幼稚園・認可外保育施設等への施設等利用給付金が発生したことによるものでございます。次に、節3・生活保護費負担金で4200万円を計上しておりますが、これは、高齢者世帯数の増加、及び1人当たりの医療費単価等が増加したことによるものでございます。

次に、項2・国庫補助金、目4・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁費補助金で1億5722万2000円を計上しておりますが、いずれも、先ほど、第2表、繰越明許費補正の1、追加及び2の変更で説明しましたが、国の1次補正に伴うものであり、令和2年度予定の事業を前倒しして行うものでございます。

まず、トンネル点検・修繕事業の2750万円は、日光隧道外1カ所の補修設計及び工事を行う道路維持事業に対して補助されるものでございます。

次の交通安全施設整備事業の1078万円は、竜西幹1号線外5路線の交通安全施設工事に対して補助されるものです。

次に、東西アクセス線改良事業の1114万2000円は、新牟田西牟田線の道路改良事業に対して補助されるものです。

次の氷川高校前線改良事業の1980万円は、本路線の道路改良事業に対して補助されるものです。

次に、橋梁長寿命化修繕事業の8800万円は、犬山橋外7橋の橋梁維持補修工事や郡築三番町1号橋外2橋の調査設計業務委託に対して補助されるものです。

次に、節2・都市計画費補助金で2500万円を計上しておりますが、これは、西片西宮線道路整備事業に対して補助されるものです。

14ページをお願いします。

款16・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節1・社会福祉費負担金の1250万円は、先ほど国庫支出金で説明いたしましたが、県負担分の障がい児通所支援事業負担金でございます。次の節2・児童福祉費負担金3089万3000円につきましても、先ほど国庫支出金で説明いたしましたが、県負担分の保育所運営費負担金及び子育てのための施設等利用給付交付金でございます。

続きまして、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で1925万7000円を計上しております。これは、地方バス路線維持に係る経費に対して交付される熊本県生活交通維持・活性化総合交付金でございます。

次に、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で2837万2000円を計上しております。これは、先ほど第2表、繰越明許費補正の1、追加で説明しましたが、国の1次補正に伴う令和2年度実施予定の地籍調査事業の一部を前倒しして行うものでございます。次の節2・林業費補助金で3108万1000円を計上しておりますが、これも、先ほど第2表、繰越明許費補正、1の追加で説明しましたが、国の1次補正に伴い、今回令和2年度実施予定を前倒しして行うものです。

道整備交付金の2500万6000円と、森林・林業・木材産業基盤整備交付金の607万5000円は、観音線外6路線の舗装工事に対して補助されるものです。

15ページをお願いします。

款18、項1・寄附金、目1・総務費寄附金、節1・総務管理費寄附金で7000万円を計上しておりますが、これは、ふるさと元気づくり応援寄附金への寄附申し込みが増額となったことによるものでございます。このうち、八代産量表認知向上・需要拡大事業への寄附分に

３０００万円を予定しております。

次に、款１９・繰入金、項１・基金繰入金、目６、節１・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金の９４５万円を計上しております。これは、先ほど国庫支出金で説明いたしました子育てのための施設等利用給付交付金同様に、令和元年１０月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、市独自施策である副食費第３子減免のために補助を行うものでございます。

次に、目１５、節１・八代市庁舎建設基金繰入金の７２６０万円は、新庁舎建設事業の財源について、当初充当率１００％の災害復旧債を予定しておりましたが、旧庁舎との面積案分により超過する部分について、充当率９５％の合併特例債を活用することとなりましたので、残り５％分について、八代市庁舎建設基金繰入金を活用するため、歳入組替えを行うものでございます。

１６ページをお願いします。

款２０、項１、目１、節１・繰越金の５０５９万円は、決算見込みに伴う増額を行っております。

次に、款２１・諸収入、項４、目５、節８・雑入の１１６５万９００円を計上しております。これは、県人事交流に伴う派遣職員の受け入れ人数が当初の予定を上回り、３人から５人になりましたので、県から追加の人件費負担分でございます。

次に、款２２、項１・市債、目４・農林水産業債、節１・農業債の１億１７３０万円を計上しております。説明欄一番上の県営経営体育成基盤整備事業負担金から、一番下の県営湛水防除事業負担金まで、４つの県営事業負担金につきましては、令和元年度の事業費確定に加え、令和２年度実施予定の一部を前倒しして行うもので、国の１次補正予算に伴い、事業費の追加がありましたので、それぞれの対象事業費に対して１００％を充当する補正予算債などでござ

います。次に、節２・林業債の３６２０万円は、先ほど県支出金でも説明しましたが、国の１次補正に伴い、令和２年度実施予定の事業を前倒しして行うもので、林道舗装工事に係る市債で、起債対象事業費から県支出金を差し引いた額の１００％を充当する補正予算債でございます。

１７ページをお願いします。

目６・土木債、節１・道路橋梁債の１億３２００万円は、先ほど国庫支出金でも説明しましたが、国の１次補正予算に伴い、令和２年度実施予定の事業を前倒しして行うもので、起債対象事業費から国庫支出金を差し引いた額の１００％を充当する補正予算債などでございます。次の節２・河川債の２２９０万円は、県河川海岸事業について、各事業地区の事業費が確定したことから不足する負担金分でございます。次の節３・港湾債の１億１０５０万円は、令和元年度の事業費確定に加え、令和２年度実施予定の八代港県営港湾整備事業の一部を前倒しして行うもので、国の１次補正予算に伴い、事業費の追加がありましたので、それぞれの対象事業費に対して１００％を充当する補正予算債等でございます。次の節４・都市計画債の２５００万円は、国の１次補正予算に伴い、事業費の追加がありました西片西宮線道路整備事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫支出金を差し引いた額の充当率１００％の合併特例債でございます。

次に、目９・災害復旧債、節１・その他公共・公用施設災害復旧債で７２６０万円の減額でございますが、これは、先ほど繰入金でも説明しましたが、新庁舎建設事業の財源について、充当率９５％の合併特例債を活用することとなりましたので、残りの５％分について、八代市庁舎建設基金繰入金を活用し、市債分の減額を行うものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出を説明いたします。18ページをお願いいたします。

款2・総務費でございます。項1・総務管理費、目1・一般管理費では8984万1000円を計上しておりますが、主なものは、説明欄の職員給与経費において、早期退職及び普通退職に係る10名分の退職手当の追加を補正するもので、また、職員派遣事業においては、先ほど歳入でも説明しましたが、県との人事交流に伴う派遣職員の受入れ人数が、当初予定の3人から5人になりましたので、人件費負担金の不足額を補正するものです。

次に、目7・交通防犯対策費では、生活交通確保維持事業で2億284万8000円を計上しております。これは、乗り合いタクシーの予約便の運行増加に伴い、タクシー事業者に交付する補助金の追加、及び地方バス路線の維持に係る補助金で、産交バス株式会社19系統、及び株式会社麻生交通の1系統に対して補助するものでございます。

なお、特定財源として1925万7000円の県支出金がございます。

次に、目11・諸費は、国県支出金等返還金事業で1億3788万4000円を計上しております。主なものは、生活保護費負担金や障害者自立支援給付費等国庫負担金など、過年度に交付された国県支出金の精算に伴い、超過交付分を返還するものでございます。

次に、目12・市庁舎建設費では、先ほど歳入で説明しましたが、繰入金と市債で7260万円の組替えを行っております。

ページが飛びまして、22ページをお願いいたします。

下の表で、款12・諸支出金、項1・基金費、目5・ふるさと八代元気づくり応援基金費、節25・積立金で7000万円を計上しております。これも、先ほど歳入で説明しましたが、ふるさと納税による寄附申込みが、見込み

より多くなったため、積立金の不足額を補正するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（太田広則君） 冒頭の継続費補正です。新庁舎建設事業で電気附帯工事が附帯されて、計上費が変更になる、補正になるというのは十分理解するんですが、今後ですね、建設工事が進むと。例えば、この金額というのは、電気工事というのは、もうこれで終わりなんですか。変わってくる可能性が、資材の高騰等を含めてですね、今後どうなんだろう、この金額ちゅうのは。まだ変わってくる可能性がありますか。その確認だけです。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新庁舎建設課長の松元でございます。

今のですね、お尋ねなんですけども、当然新規経費とか、設計工事費に関しましてはですね、設計変更が伴えば、そういった可能性はあります。ただ、継続費についてはですね、今のところ予定していますのは、多分、外構工事が出る可能性はあります。当然複数年度、多分、令和2年度から3年度にかけての複数年になりますので、それは継続費、また補正をお願いする形になるかもしれません。

○委員（太田広則君） それは、電気工事に限らず、全ての工事に、その補正がかかってくる可能性というのはあると、管工事等も含めるとどうなんですか。全ての工事で、そういった補正が上がってくる可能性というのは、やっぱり準備しといた方がいいんですかね、私たちの議員とすれば。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） その

ときは、また御相談させていただきますので、
よろしくをお願いします。（委員太田広則君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（成松由紀夫君） 今、太田議員の関連ですが、減ることはなかと思うとですよ。物価スライド、それと資材高騰、働き方改革、人件費もろもろですね。結局、分離発注で広く、地場企業育成の観点ということで、執行部がよく言われつつの中で、やっぱり時間的なもの、例の免振問題等々もあって、執行部がかなり巻きながら、スピード感を持ってですね、取り組むような中で一括ということで、今の予算ですよ。ただ、地場の孫請さん、下請さんたちが、広くいけるには、先ほどの、そのときは相談させていただきますということなんですけれども、減ることは、まず、なかと思うとですよ。そこら辺の考え方を、話せる範囲ちゅうか、可能性だけはしっかり話ばしとってもらったほうが、準備はしていかなんとだろうなあというふうに思うので、いかがですかね。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） ただいまの話なんですけれど、多分下がることは、確かにですね、今、新型コロナウイルス蔓延について、こういったものもあるんで、今後ははっきり言って、資材も含めて、労務に関して、そういったものもありますので、そういったものが、今後どういうふうになっていくか、はっきり言ってわからないところがあるんですけれども、確かに、インフレサイドの、今ちょっと話が出ましたが、インフレサイドに関しては、今年もやっぱり2月に出ています。そういった意味も含めますとですね、今後確かにそういった労務費とか、資材の高騰による建設費の増加、そういったものは十分考えられるということは想像します。

○委員（成松由紀夫君） まさに、体制のところ、コロナにも触れたかったですけども、

今回のコロナの部分でですね、やっぱりかなり影響が出てくると思うとですよ。特に財政が担当なので、しっかり圧縮しながらやられてますけれども、必要な部分っていうのは、やっぱりしっかり相談されていいと思います。そうせんと、やっぱり八代の業者さんたちがですね、新庁舎を見たときに、トラウマタワーにならないような、やっぱりシンボルタワーとしてのきちんとしたものを適切にやっていく部分というのは、しっかり議会のほうに相談されて結構だと思しますので、引き続き頑張ってくださいと思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第1号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第12号

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第42号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第12号を議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（尾崎行雄君） 引き続き着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、別冊

となっております3月定例会議案書その2をお願いいたします。

議案第42号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第12号でございます。総務委員会付託分について御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

まず、第1条、債務負担行為の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4ページの表で説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第1表、債務負担行為補正の1、追加でございますが、まず、新型コロナウイルス対策経営安定資金に対する利子補給及び保証料は、農林漁業者への対策であり、期間を融資年度以降負担すべき額が終了する年度まで、限度額を貸付け限度額10億円に対する利子補給及び保証料に設定しております。

同様に、金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分等）に対する利子補給は、中小企業への対策であり、期間を融資年度以降負担すべき額が終了する年度まで、限度額を貸付け限度額14億円に対する利子補給に設定しております。

以上が債務負担行為の説明でございますが、歳入歳出はありませんので、これで説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第42号・令和元年度八代市一般会計補

正予算・第12号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替えのため小会いたします。

（午前10時34分 小会）

（午前10時36分 本会）

◎議案第5号・令和2年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第5号・令和2年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず、歳入等について、財務部から説明願います。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、引き続き着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、別冊となっております議案第5号・令和2年度八代市一般会計予算をお願いします。

総務委員会付託分のうち、まず、歳入などを御説明します。

一般会計予算書の3ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算でございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ601億910万円と定めております。

第2条は債務負担行為、第3条は地方債でございますが、内容につきましては、後ほど9ページから11ページの表で説明します。

次に、第4条、一時借入金でございますが、本市の歳計現金に不足が生じた場合に、その支払いの資金を補うために、一時的に金融機関から借入れを行います。その借入れの最高額を85億円と定めております。

第5条、歳出予算の流用でございますが、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

続きまして、9ページをお願いします。

第2表、債務負担行為でございます。まず、市県民税から固定資産税までの3つの納税通知書作成等業務委託では、期間を令和2年度から3年度まで、限度額をそれぞれ599万円、334万4000円、683万4000円に設定しております。これらは、令和3年度の納付書作成等に要する経費でございますが、令和2年度に契約を行う必要がありますことから、設定するものでございます。

次に、基幹業務システム使用料（令和2年度システム追加分）では、期間を令和3年度から7年度まで、限度額を736万6000円に設定しております。これは令和元年度にシステムを更新しましたが、令和2年度に資産税課の登記済み通知書入力支援システムなどの機能を追加することによる令和7年度までのシステム使用料に係るものでございます。

次に、生活困窮者自立相談支援委託では、期間を令和2年度から5年度まで、限度額を550万14000円に設定しております。これは、自立相談支援の窓口業務を委託しておりますが、令和2年度に契約更新することによる3年間の委託料に係るものでございます。

次に、被保護者及び生活困窮者就労準備支援業務委託で、期間を令和2年度から3年度まで、限度額を760万1000円に設定しておりますが、令和3年4月から業務を行う必要がありますので、令和2年度に契約を行うための設定でございます。

次の、環境センター運営委託（マテリアルリサイクル推進施設）で、期間を令和3年度まで、限度額を4909万8000円に設定しております。これは、令和2年7月から令和3年6月までの1年間の運営委託を行うものでござ

います。

次に、令和2年度土地改良融資事業に対する元利補給金で、期間を令和3年度から17年度まで、限度額を9889万7000円に設定しております。これは、土地改良融資事業において、融資を受けた償還金に対する助成金でございます。

次に、地籍調査システム経費（令和2年度クライアント追加分）では、期間を令和3年度から7年度まで、限度額を149万3000円に設定しております。これは、令和元年度にシステムを更新しましたが、令和2年度にシステムを使用できるライセンスを2台分追加することによる令和7年度までのシステム使用料に係るものでございます。

次に、企業振興促進条例補助金（令和2年度）で、期間を令和3年度から6年度まで、限度額を1億8612万4000円に設定しております。これは、企業振興条例に基づく工場等建設補助金、及び用地取得等の補助金に係るものでございます。

10ページをお願いします。

第3表、地方債でございます。それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法などを定めているものでございます。詳細は、53ページから55ページの歳入、款21・市債のところで説明いたします。

続きまして、17ページをお願いします。

歳入でございます。歳入につきましては、相当なページ数となりますので、国・県の支出金など、事業に伴う特定財源については、主なものを説明いたします。

款1の市税から款11・交通安全対策特別交付金までは、これまでの決算状況や令和元年度の決算見込み額に加え、国の地方財政計画などを参考に見込みを立てたものでございます。

それでは、款1・市税でございます。まず、項1・市民税、目1・個人で48億7500万

円を計上しております。前年度と比較しますと、１３００万円の減でございますが、主な要因は、所得割分の減少を見込んでおります。

次に、目２・法人で１０億８６００万円を計上しております。前年度より１億４８９０万円の減でございますが、令和元年１０月からの税率改正により減少を見込んでおります。

続きまして、項２、目１・固定資産税では、土地、家屋、償却資産に係るもので８３億８０８０万４０００円を計上しております。前年度と比較しますと、４億７８４７万円の増でございますが、土地、家屋、償却資産、いずれも増加を見込んでおります。

次に、目２・国有資産等所在市交付金は４３１２万５０００円を計上しております。これは、国・県の施設が所在する市町村に交付されるものでございます。

続きまして、１８ページをお願いします。

項３、目１・軽自動車税は、前年度より１０万円減の４億３６００万円を計上しております。

次に、目２・環境性能割では７００万円を計上しております。これは、消費税率引上げに伴い、令和元年１０月からの自動車取得税の廃止と併せて、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化することを目的に創設されたもので、軽自動車に係るものです。前年度と比較しますと、１０００万円の減でございますが、令和元年度の決算見込みを参考に計上しております。

続きまして、項４、目１・市たばこ税は、前年度の決算見込みなどから、前年度より６５００万円減の８億１８００万円を計上しております。

また、項５、目１・入湯税では、前年度の決算見込みから、前年度より１２０万円減の１３００万円を計上しております。

続きまして、１９ページをお願いします。

款２・地方譲与税でございます。項１、目

１・地方揮発油譲与税でございますが、国の見込みを参考に、前年度より１８００万円減の１億２７００万円を計上しております。

続きまして、項２、目１の自動車重量譲与税は、国の見込みを参考に、前年度より４８００万円増の３億９０００万円を計上しております。

続きまして、項３、目１の森林環境譲与税では、譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備を一層促進するために、前年度より４４００万円増の８２００万円を計上しております。これは、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、令和元年度に創設されたものでございます。

２０ページをお願いします。

項４、目１・特別とん譲与税でございますが、前年度より４９０万円減の２２１０万円を計上しております。

続きまして、款３・利子割交付金では８００万円を計上しております。令和元年度の決算見込みや国の地方財政計画などを参考に、前年度より２８５０万円減を見込んでおります。

続きまして、款４・配当割交付金で、前年度より１６００万円減の３２００万円を計上しております。

２１ページをお願いします。

款５・株式等譲渡所得割交付金では、令和元年度決算見込みや国の見込みなどを参考に、前年度より３８００万円減の３０００万円を計上しております。

続きまして、款６・地方消費税交付金で、令和元年１０月からの消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、前年度より３億２９００万円増の２９億５０００万円を計上しております。

続きまして、款７・ゴルフ場利用税交付金で、前年度より１００万円増の７００万円を計上しております。

22ページをお願いします。

款8・環境性能割交付金では、令和元年度決算見込みから前年度より1400万円減の2100万円を計上しております。これは、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、自動車取得税の廃止とあわせて、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化することを目的に創設されたもので、軽自動車以外の登録自動車に賦課徴収され、その100分の47が市町村に交付されるものでございます。

続きまして、款9・項1・地方特例交付金、目1・減収補てん特例交付金で、国の地方財政計画を参考に、前年度より1600万円増の8800万円を計上しております。これは、個人住民税における住宅ローン控除による減収分に加えて、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、令和2年9月までの自家用自動車環境性能割の税率を1%分軽減することとなったため、その減収分を補填するもので、国から交付されるものでございます。

23ページをお願いします。

款10・地方交付税では、前年度の決算見込みや国の見込みに基づき147億3800万円を計上しております。これは、国から交付されるもので、基準財政需要額と基準財政収入額の差額に対し交付される普通交付税、及び特別な財政需要を考慮して交付される特別交付税でございます。前年度と比較しますと4800万円の増でございますが、合併算定替えによる特例分が、平成28年度から令和2年度までの5年間にわたり段階的に削減され、一本算定へと移行することに伴う減少や、地方法人課税の偏在是正措置により地方財政計画において、対前年度比2.5%増になる見込みなどを参考に算出したことによるものでございます。

続きまして、款11・交通安全対策特別交付金では、前年同額の1900万円を計上しております。

続きまして、款12・分担金及び負担金でございます。まず、項1・分担金、目1・農林水産業費分担金、節1・農業費分担金で6000万円を計上しております。これは、非補助の排水路等改修工事の事業分担金でございます。次の節2・水産業費分担金の150万円は、県営覆砂事業に伴う漁協の負担分でございます。

24ページをお願いします。

項2・負担金、目1・総務費負担金1160万2000円は、八代地域イントラネット運用に係る氷川町負担金979万8000円が主なものでございます。

次の目2・民生費負担金で、前年度より1億9326万4000円減の3億118万3000円を計上しております。この主な理由は、令和元年10月から実施されている幼児教育の無償化に伴う保育料の減によるものです。まず、節1・社会福祉費負担金の3460万9000円は、主に、老人福祉施設入所者負担金でございます。次の節2・児童福祉費負担金の2億6657万4000円の主なものは、中段の施設型給付公立保育所保育料と、次の施設型給付私立保育所保育料でございます。

25ページをお願いします。

下の表の款13・使用料及び手数料でございます。項1・使用料、目1の総務使用料で2764万円を計上しております。主なものは、新八代駅東口駐車場使用料とコミュニティセンター使用料でございます。

26ページをお願いします。

目3・衛生使用料の2974万1000円は、主に斎場使用料、及び千丁健康温泉センターの温泉入館料でございます。

次に、27ページに移りまして、目6・土木使用料で2億5073万5000円を計上しております。節1・道路橋梁使用料の4250万2000円は、電柱などの道路占用料が主なものでございます。節4・住宅使用料2億431

万3000円は、市営住宅29団地分の公営住宅使用料などでございます。

28ページをお願いします。

目8・教育使用料で、前年度より435万7000円減の3414万3000円を計上しております。これは、先ほど分担金及び負担金でも説明しましたが、令和元年10月から実施されております幼児教育の無償化に伴う幼稚園保育料の皆減によるものでございます。主なものとしまして、節3・社会教育施設使用料1788万5000円は、公民館や文化センター、博物館などの使用料、29ページに移りまして、節4・社会体育施設使用料の1079万2000円は、一番下の夜間照明使用料などでございます。

続きまして、30ページをお願いします。

項2・手数料、目1・総務手数料で6675万5000円を計上しておりますが、主なものは、住民票や印鑑証明などの発行に係る、節3の戸籍住民基本台帳手数料5480万4000円でございます。

次に、目2・衛生手数料3億5723万2000円でございます。主なものは、節2・生活環境手数料の環境センターへの搬入ごみ処理手数料や、ごみの有料指定袋処理手数料でございます。

次に、31ページをお願いします。

下の表の款14・国庫支出金でございます。項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金は83億2975万8000円で、前年度より6億3419万3000円の増となっておりますが、その要因は、32ページになりますが、一番上から、低所得者保険料軽減負担金と、保育所運営費負担金の増が主なものでございます。

31ページに戻っていただきまして、まず、節1の社会福祉費負担金21億1452万3000円で、主なものは、説明欄2つ目の障害者の介護給付等に係る障害者自立支援給付費負担

金と、4つ下の障がい児通所支援事業負担金でございます。

32ページをお願いします。

節2・児童福祉費負担金39億8151万円でございますが、私立保育所や認定こども園などの運営に対する保育所運営費負担金、中学生まで支給される児童手当交付金、ひとり親家庭等に児童を養育する手当を支給する児童扶養手当負担金が主なものでございます。

続きまして、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金は1億4512万4000円を計上しております。主なものは、通知カード・個人番号カード関連事務補助金の7654万円や、新規に体験型健康プログラムの開発などを行うヘルスツーリズム事業などに補助される地方創生推進交付金5445万9000円でございます。

33ページをお願いします。

目2・民生費国庫補助金では2億4298万1000円を計上しております。節1・社会福祉費補助金で6265万7000円の主なものは、地域生活支援事業補助金で、これは障害者や障害児が自立した日常生活、社会生活を営むために行われる地域活動支援センター事業や日常生活用具給付事業などに対して補助されるものでございます。次に、節2・児童福祉費補助金1億7351万円の主なものは、子ども・子育て支援交付金で、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業などに対する補助でございます。

次に、目4・土木費国庫補助金3億2545万6000円でございます。前年度と比べ1億2543万6000円の増は、主に、東西アクセス線改良事業、及び永碓町高島町線改良事業などの道路橋梁費補助金でございます。まず、節1・道路橋梁費補助金2億365万8000円の主なものは、説明欄上から3番目の道路ストック点検・修繕事業、東西アクセス線改良事

業、永碇町高島町線改良事業、及び橋梁長寿命化修繕事業でございます。

34ページをお願いします。

節2・都市計画費補助金6300万円は、西片西宮線道路整備事業、公園施設長寿命化対策支援事業、及び新規の都市公園安全・安心対策緊急支援事業でございます。

続きまして、35ページをお願いします。

項3・委託金でございます。目2・民生費委託金で2778万6000円は、節1・社会福祉費委託金の基礎年金等事務費交付金が主なものでございます。

36ページをお願いします。

款15・県支出金でございます。項1・県負担金、目1・民生費県負担金で32億8793万3000円を計上しております。まず、節1・社会福祉費負担金19億2717万円でございますが、これは、説明欄一番上の国民健康保険基盤安定保険税軽減分負担金、一つ飛んで、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、この2つは、いずれも保険料軽減分に係るものでございます。また、このほか障害者の介護給付等に係る障害者自立支援給付費負担金などが主なものでございます。次に、節2・児童福祉費負担金13億5236万3000円でございますが、これは、先ほど国庫負担金のところでも説明いたしましたが、私立保育所や認定こども園などの運営に係る保育所運営費負担金、児童手当交付金が主なものでございます。

37ページをお願いします。

項2・県補助金、目1・総務費県補助金6157万円は、平成29年度から取り組んでおります県の熊本地震復興基金交付金を活用して、被災者の支援等を行っているもので、説明欄にあります被災宅地復旧支援事業のほか4事業に対するものと、その事務費分が主なものでございます。

次に、目2・民生費県補助金では4億177

5万8000円を計上しております。節1・社会福祉費補助金の主なものは、説明欄上から3番目の重度心身障がい者医療費助成事業費補助金でございます。

38ページをお願いします。

節2・児童福祉費補助金の主なものは、放課後児童クラブの運営に対する放課後児童健全育成事業等補助金や、下から2つ目の保育士の離職防止を図るために保育補助者の雇い上げに対する保育対策総合支援事業補助金でございます。

目3・衛生費県補助金では7420万7000円を計上しております。主なものは、節1・保健衛生費補助金の乳幼児医療費助成事業費補助金でございます。

39ページをお願いします。

目4・農林水産業費県補助金では9億3250万8000円を計上しております。主には、節1・農業費補助金の8億9410万円でございます。説明欄の下から6つ目の地籍調査事業補助金、40ページに移りまして、上から3つ目の多面的機能支払交付金事業補助金、3つ下の農業次世代人材投資事業補助金と、さらに4つ下の強い農業づくり交付金事業補助金が主なものでございます。

続きまして、41ページをお願いします。

下段の項3・委託金、目1・総務費委託金で2億4150万2000円を計上しております。前年度と比べ1億5029万円減の主なものは、節4・選挙費委託金で、令和元年度には県議会議員選挙、参議院議員選挙及び県知事選挙に係る委託金がありました。また、このほか、主なものとして、節2・徴税費委託金の県民税徴収事務委託金、及び、42ページになりますが、節5・統計調査費委託金の一番下の国勢調査事業委託金などがございます。

次は、43ページをお願いいたします。

款16・財産収入でございます。まず、項

1・財産運用収入、目1・財産貸付収入2130万4000円は、土地建物貸付収入や日奈久埋立地メガソーラ貸付収入、自動販売機設置料が主なものでございます。

次に、目2・利子及び配当金1306万2000円は、44ページにかけて説明欄に記載しております各基金の利子が主なものでございます。

同じく44ページの項2・財産売却収入、目1・不動産売却収入の3476万円は、前年度と比べ2124万1000円減となっております。その要因は、八千把地区土地区画整理事業保留地売却収入の減によるものでございます。

45ページをお願いします。

款17、項1・寄附金でございます。目1・総務費寄附金で3億2091万6000円を計上しておりますが、主なものは、ふるさと納税によるふるさと元気づくり応援寄附金でございます。

46ページをお願いします。

款18・繰入金でございます。項1・基金繰入金の主なものは、目6・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金として、八代産量表認知向上・需要拡大事業など33事業に1億8172万9000円、47ページに移りまして、目8・まちづくり交流基金繰入金として、八代圏域ツナガルインターンシップ推進事業など19事業に9846万円、目10・市有施設整備基金繰入金として、八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業など4事業に5534万9000円、目11・平成28年熊本地震復興基金繰入金として、災害時用備蓄資材整備事業など5事業に2391万7000円、目14・八代市庁舎建設基金繰入金2948万4000円は、新庁舎建設事業における市債の借入れ予定の残額に係るものでございます。

48ページをお願いします。

款19・繰越金でございます。令和元年度か

らの繰越金を前年同額の11億円計上しております。

款20・諸収入でございます。まず、項1・延滞金加算金及び過料でございますが、目1・延滞金で、前年度の決算見込みなどから1000万円を計上しております。

49ページをお願いします。

項3・貸付金元利収入の目1・総務費貸付金元利収入で4101万4000円を計上しております。市が地域総合整備財団の支援を得て、民間事業者に無利子の貸付けを行っているものに対しての元金返済分である地域総合整備資金貸付金元金収入が主なものでございます。

目4・商工費貸付金元利収入で5億円を計上しております。中小企業経営安定特別融資預託金元金収入を初めとする各預託金の元金収入でございます。

続きまして、50ページの項4・雑入でございます。目5・雑入では3億6960万円を計上しております。主なものとしまして、まず、節2・消防団員等公務災害補償等共済基金収入で、消防団員退職報償金、次の節3・公営住宅共益費などでございます。

引き続き51ページに移りまして、節8・雑入で2億7159万5000円を計上しておりますが、主なものは説明欄の上から順に、熊本県企業局荒瀬ダム撤去対策事業負担金は、荒瀬ダムボートハウス再編整備に対するもの、そのほか、熊本県交流職員給与負担金、生活保護費返還金、環境センターにおけるアルミニウム等再資源化物販売代金納付金、熊本県市町村振興協会市町村交付金、熊本県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金がございます。

一つ飛びまして、公立保育所児童給食費は、保育料と合わせて、款12・分担金及び負担金にて収納しておりましたが、令和元年10月から実施されている幼児教育の無償化の対象外となりましたことから、雑入にて収納することと

なったものでございます。

そのほかに、指定管理者からの納付金としまして、下から6番目に、広域交流地域振興施設納付金と、下から2番目に、日奈久温泉施設納付金がございます。

52ページに移りまして、1番目の八代市総合体育館の施設命名権料、ネーミングライツでございます。

最後に、53ページをお願いします。

款21・市債でございます。まず、項1・市債、目1・総務債は17億8700万円でございます。臨時財政対策債13億1990万円が主なもので、国の地方財政計画をもとに見込んだものでございます。

次に、目3・衛生債で、主なものは、市立病院等解体事業において、工事費の90%の1億7710万円でございます。

次に、目4・農林水産業債2億40万円は、前年度より4540万円の増となっておりますが、主な要因は、節1・農業債によるものでございます。その農業債で、主なものは、上から、昭和地区等の県営経営体育成基盤整備事業負担金の90%に当たります5540万円、3つ飛びまして、金剛地区等の県営湛水防除事業負担金の90%の4370万円でございます。

54ページをお願いします。

目5・商工債は2億4740万円でございます。節1・観光債の主なものは、2番目のかわまちづくり推進事業の遥拝堰下流左岸高水敷整備工事に係る経費に対して95%の3450万円や、一番下の東陽交流センター管理運営事業における、道の駅認定に要する施設整備工事などの市債対象額100%の過疎債9240万円でございます。また、節2・商工債は、ハーモニーホール施設整備事業として多目的ホールや会議室の空調設備改修工事に係る経費に対して95%の9010万円でございます。

次に、目6・土木債は12億2070万円で

ございまして、節1・道路橋梁債は、市内一円道路整備事業に係るもので、歩行空間バリアフリー化推進事業費、道路新設改良事業費、橋梁改修事業費の90%分、東西アクセス線整備事業費等の95%分、防災対策事業費の100%分、坂本、東陽、泉地域の道路新設改良事業費の100%分などで7億7710万円でございます。節3・港湾債の主なものは、八代港の国直轄事業及び重要港湾改修事業に係る県営事業負担金の90%の1億2300万円でございます。節4・都市計画債2億3000万円の主なものは、南部幹線道路整備事業で、95%の6380万円、市内一円都市下水路整備事業で、90%の4520万円、八千把地区土地地区画整理事業で、90%の5420万円がでございます。

55ページをお願いします。

目7・消防債は9億5090万円で、主なものは、防災行政無線整備事業の再整備を行う経費に対して、100%の9億円でございます。

次に、目8・教育債は6億8670万円でございます。前年度と比べ4億6390万円増の主なものは、節4・社会教育債で、民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業によるものでございます。節1・小学校債の4820万円は、小学校施設整備事業の麦島小学校普通・特別教室棟屋上防水改修工事などに対する95%の1710万円や、小学校復旧・復興関係事業の代陽小学校などのバリアフリー化改良工事、植柳小学校などの体育館網戸設置工事や太田郷小学校のグラウンド等屋外照明設置工事に対して100%の1880万円が主なものでございます。節2・中学校債3790万円は、中学校施設整備事業の第六中学校の特別教室棟屋上防水改修工事などに対して95%の1460万円や、中学校復旧・復興関係事業の第三中学校体育館トイレ整備工事、鏡中学校の体育館及び武道場網戸設置工事や第五中学校のグラウンド等屋外照

明設置工事に対して１００％の１７９０万円が主なものでございます。節４・社会教育債５億９２２０万円は、民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業の新築工事などに対する９５％の５億７１８０万円が主なものでございます。

次の目９・災害復旧債２４億５３９０万円は、前年度より２３億４８２０万円増加しておりますが、新庁舎建設工事によるものでございます。新庁舎建設工事以外は、前年度同様、市庁舎施設災害復旧事業の仮設庁舎プレハブリース料などに対する１００％の１億５７０万円でございます。

５６ページの自動車取得税交付金でございますが、消費税率引上げに伴い、令和元年１０月から廃止となりましたので、廃款しております。

以上、令和２年度八代市一般会計予算に係る歳入の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。なお、お願いでございますが、歳入で国・県支出金などの特定財源に係る事業内容についての質疑は、歳出における質疑と重複することが考えられますが、事業内容に関する事項については、所管の各常任委員会で審査をされますので、御配慮をいただきたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） ４３ページの財産貸付収入の８６３万９０００円というのがありましたけど、金額的に多いとも、少ないとも、何か言い難いような感じであつとですけど、主な物件で、大体どれぐらいの貸付料ぐらい上がっているのかなというのを教えていただければ。

○財政課長（田中智樹君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

田中でございます。よろしくお願いいたします。

８６３万９０００円の主な内訳ですけれども、まず、資産経過でございますけれども、公有財産の各種土地とか、雇用住宅の駐車場、電柱等の占用料で７３４万９０００円というのがほとんどでございます。

そのほかとしましては、情報推進課、また各支所で所管しております駐車場等、また敷地等の貸付料とかでございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 利子割交付金とかですね、配当割交付金とか、株式譲渡所得割交付金というのが、軒並み昨対で、大きな減になっているというふうに感じたんですけど、御説明のときには、決算見込みで立てましたというふうにお伺いしたと思います。昨年の予算を立てられるときも、恐らく同じような決算見込みで予算を立てられたと思うんですけど、大きく今回差を開いた要因というのは、どこら辺にあったというふうに思われますか。

○財務部長（佐藤圭太君） 先ほどの決算見込みの説明というのがありましたけども、決算見込み以外で、国が立てるですね、地方財政計画というのがありまして、ここで歳入歳出の見積りを出すんですけども、決算見込みと、国が示します地方財政計画によって、今回見込んだというところでございます。

○委員（堀 徹男君） 比較すると、昨年度の当初予算の立て方とすれば、同じような考え方をされたんですかね、昨年は。それに対しても、今回も同じような予算の立て方の見込みをされた。しかしながら、その差額というのが相当あるじゃないですか、今回。その差は、どこから生まれてきたのか。例えば、景気後退の分で、利子の利子割交付金下がっているとか、配当割も下がっているとかというような、そう

いった見込みがあつての減になっているのかなということですよ。

○財務部次長（尾崎行雄君） すみません、ただいまの質問なんですけど、国のほうがですね、地方財政計画を立てるときもですね、要は、株とか、そういうのが高値で取引する場合と、今ちょっと乱高下してますけども、そういったのをですね、今回のコロナとかは想定できないと思いますけど、通常、国のほうがその辺の推移をですね、想定したところで、地方財政計画を出されますので、それに沿って、市のほうも歳入の見込みを出すということで、はっきり申しまして、経済の動きなもんですから、どのように見込みを立てるかというのは、非常に難しく、市としましては、国が出す地方財政計画に基づいて見込みを立てているところでございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（中村和美君） これは総務か、ほかの委員会かもしれませんけど、20ページの特別とん譲与税、これがですね、マイナスの500万、減っているわけなんですけど、新聞なんかには、コンテナ相当、今、毎年増えているというようなことからすると、この要因というのは何があるんでしょうか。

○財政課長（田中智樹君） 御案内のように、貿易の関係での量でいくんですけども、財政課で見込みしましたところでは、27年度の決算状況を見まして、その決算で、今回組んでいるような状況でございます。

決算額で申し上げますと、27年度が約2300万、28年度が2500万、29年度も2500万、30年度が2300万となりました、令和元年度で約2200万ほどを予定しておりますので、2年度についても、今回2200万と計上したところでございます。

○委員（中村和美君） コンテナ、要するにとん譲与税ですから、1トン、多分20円か30円だったと思いますけど、これがこれだけ少なくなるちゅうことは、じゃあ、コンテナは増えているのということは、大型船が増えたからということかなというふうに思うんですけど。

それと、あとこっちよ、ああ、それから、じゃあ。

○財務部長（佐藤圭太君） とん譲与税につきましては、入港ごとに、純トン数ごとに20円支払う場合と、1年分をですね、まとめて払う仕組みがありまして、その場合、1トンごとに60円ということで、恐らく貿易は増えているんですけども、逆に、1トンごとまとめて払われる方が多くなっているために、とん譲与税が少なくなっているということでございます。

○委員（中村和美君） はい、わかりました。

一つ、私が心配したとすると、クルーズ船が入れば、制限されて、貨物船が入らんとだろうかなというのも一つ心配があったもんだけですね。わかりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 歳入の法人の市税の分で、12月の所管事務調査の中で、10月の税率改定分の減額の見込みを2億ちょっとぐらいというような数字を聞いていたような覚えがあるんですけど、今回の予算の中では、単純に増減がほかにもあるんだろうとは思いますが、その数字のほうを、もう一回確認をさせていただいていいですか。

○市民税課長（中田利一郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中田です。

法人市民税につきましては、先ほどの説明の中でも、令和元年2月1日から事業年度とする法人に対して法人税割の税率が12.1%から8.4%に引下げられましたことによる減収というふうに見込んでおります。

今お尋ねの法人税の見込みにつきましてですが、法人税につきましては、平成30年度まで、平成27年度から平成30年度までは、熊本地震の災害等々もございまして、そういう影響もありまして、法人税はずっと、ある程度増加の傾向でございましたが、今年度、昨年度と比較しまして、今のところ調定額として減少というのが見込まれておりまして、先ほどの1億でしたかね、所管事務調査ということで…。所管事務調査は、「(財政計画の中で)」と呼ぶ者あり) 財政計画……。

○委員長(橋本幸一君) 今、財政計画の中の……。ありましたか。

○財政課長(田中智樹君) 委員お尋ねの部分は、昨年12月にこちらから提示しました、中期の財政計画の中の数字だと思います。その中で見込んでおりますのは、令和元年から令和3年の比較で約2億円、2.2億円ということで、たしか御説明いたしたと思います。

○委員長(橋本幸一君) よろしいですか。

○委員(堀 徹男君) はい。

○委員(成松由紀夫君) 18ページの市たばこ税8億1800万円、一時は9億から10億というふうな話で、去年単年度だけで6500万円減つとるわけですけども、よければ、ここ5年間ぐらいの推移が、もしわかれば、ちょっとお知らせいただければと思います。

○市民税課長(中田利一郎君) たばこ税につきましてはですね、平成27年度が1億7300本ほどの申告本数があっております。28年度。(委員成松由紀夫君「いや、金額ですよ」と呼ぶ) ああ、金額、はい。

○委員長(橋本幸一君) 税収の推移ということでよかですね。

○委員(成松由紀夫君) 推移というか、3年から5年でもよかですけど、6500万で単年度で出とるけん、金額だけをぽっぽっぽっぽっと言ってもらえば、それでよかです。余り難し

かことは聞きよらんとです。

○市民税課長(中田利一郎君) 金額につきまして、平成27年度1億7300万。(委員成松由紀夫君「1億、10億じゃなくて」と呼ぶ) すみません、17億3200、あつ、すみません、87億。(「うん」「大丈夫か」「違うね」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) ちょっと小会します。

(午前11時23分 小会)

(午前11時23分 本会)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

○市民税課長(中田利一郎君) 27年度8億7700万、28年度8億8500万、29年度が8億5100万、それから、30年度が8億4400万でございまして、令和元年度8億4200万を見込んでおります。

○委員(成松由紀夫君) 数字的にはあれなんですけど、6500万、そうですね、わかりました。

○委員長(橋本幸一君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で質疑を終了します。

意見があつたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で、歳入等について終了いたします。

執行部入れ替えのため小会いたします。

(午前11時25分 小会)

(午前11時26分 本会)

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、歳出について説明を求めます。

まず、第1款・議会費について、議会事務局から説明願います。

○議会事務局長(宮田 径君) おはようござ

います。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局の宮田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号・令和2年度八代市一般会計予算中、議会費の審議をお願いするに当たりまして、概要及びその所見について御説明をさせていただきたいと思います。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（宮田 径君） それでは、予算書の57ページを御覧いただきたいと思います。

令和2年度予算の議会費総額は3億7416万5000円で、前年度と比べまして586万円増の歳出予算となっております。

議会費につきましては、義務的経費の占める割合が大きく、節区分1・報酬から節区分4・共済費までの経費を合計いたしますと、議会費全体の89.3%、約9割を占めているところでございます。

令和2年度の予算編成の考え方といたしましては、需用費、委託料等の経常的経費につきましては、前年度の実績を踏まえながら、可能な限り節減、抑制をいたしまして、予算計上をいたしたところでございます。

なお、586万円増となっておりますのは、人事異動に伴う職員給与経費の増、及び会計年度任用職員への移行による人件費の増などによるものでございます。

本当初予算におきましても、引き続き効率的かつ効果的な事務事業の推進と予算執行が行われるよう取り組んでまいります。

議会運営事業及び政務活動費交付事業、これらの事務執行に当たっては、28名の議員各位の職務を補助する組織として、私ども事務局職員は、各種の情報収集や効果的な行政視察の手配など、議員各位がスムーズに仕事に取り組まれることができるよう、質の高い職務環境の提

供に、さらに努めてまいります。

また、市民に対しましては、議会日程や審議内容を初め、議長交際費や行政視察、政務活動費などの公開に、引き続き取組まして、透明性の高い議会運営を継続してまいります。

以上、令和2年度八代市一般会計予算中、議会費を御審議いただくに当たっての概要説明及びその所見とさせていただきます。

この後、予算の詳細につきましては、増田次長より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議会事務局次長（増田智郁君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、増田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、歳出の議会費につきまして御説明させていただきたいと思いますが、恐れ入りますが、説明につきましては、座りまして、御説明させていただきたいと思

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○議会事務局次長（増田智郁君） それでは、先ほど局長からもございました、別冊となっております令和2年度八代市一般会計予算の57ページをお開きください。

款1・議会費、項1・議会費、目1・議会費におきまして、令和2年度予算といたしまして3億7416万5000円を計上いたしております。今年度に比べまして、全体で586万円の増、率にいたしまして約1.6%の増となっておりますが、その主な要因は、先ほど局長から御説明いたしましたとおり、人事異動に伴う職員給与経費の増、及び会計年度任用職員への移行などに伴うものでございます。

それでは、説明欄に基づき、節区分と合わせながら説明をさせていただきます。

まず、節1・報酬から節4・共済費までは、

議員28人分、一般職10人及び会計年度職員2名に係る報酬、給料等といたしまして3億3415万6000円を計上いたしております。

続きまして、議会運営事務事業につきまして御説明申し上げます。なお、本事業は、議会運営の円滑な遂行を図ることを目的といたしております。

それでは、議会運営事務事業における主なものを申し上げます。節8・旅費1476万円は、常任委員会及び議会運営委員会の行政視察旅費530万円のほか、この節の中には会議出席費用弁償498万2000円、海外行政視察7名分の140万円などが含まれております。続きまして、節9・交際費の30万6000円は、各種総会の会費などに支出するものでございます。次に、節10・需用費の636万7000円は、主に、やつしろ市議会だより約4万9000部の年4回分の印刷経費約430万円、八代市政の概要100冊の印刷経費約120万円のほか、消耗品費約58万円などでございます。続きまして、節11・役務費の9万円は、議会で使用する会議室内の椅子カバーのクリーニング代、公用車の点検代等でございます。次に、節12・委託料の621万5000円は、常任委員会や議会運営委員会などの各委員会記録等作成業務委託に要します経費約202万円、本会議録作成の業務委託に要します経費約273万円のほか、会議録検索システムの保守点検委託料約48万円、さらには議会中継システム機器の保守点検委託料約48万5000円などでございます。次に、節13・使用料及び賃借料の79万1000円は、会議録検索システムリース料といたしまして、ソフトウエアリース料37万円のほか、議長等公務出張等に伴います高速道路使用料などが主なものでございます。

以上が、議会運営事務事業に伴う予算でございます。

続きまして、政務活動費交付事業についてでございますが、節18・負担金補助及び交付金1148万円につきましては、各会派に交付いたします政務活動費といたしまして1008万円のほか、全国市議会議長会や熊本県議長会及び各種協議会等に係ります負担金約140万円を含みました内容となっております。

以上が、令和2年度の議会費の予算概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で、第1款・議会費についてを終了いたします。

執行部入れ替えのため小会いたします。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前11時34分 小会）

（午前11時35分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金、及び第13款・予備費について説明願います。

○市長公室長（松本浩二君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和2年度の当初予算案に係る総務費の歳出予算を御審議いただくに当たり、関係します各部長から、予算案に対する考え方、総括等を順に述べさせていただきます。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○市長公室長（松本浩二君） 市長公室では、

第2次八代市総合計画で掲げる将来像の実現に向けて、特に重点的に取り組む6つの戦略に沿って、誇るべきふるさとを未来につなぐための施策を、所属課の各種事業を通じて展開してまいります。

まず、秘書広報課では、市政の見える化の推進に向けて、令和2年度も引き続き取り組んでまいります。

市の取組を幅広く市民にお知らせし、広聴する機会の多様化に対応するために、広報やつしろの発行による情報発信のほか、エフエムやつしろやホームページ、ツイッター、フェイスブックなどのさまざまなメディアを活用し、必要な情報のタイムリーな提供に努めてまいります。

また、隔年開催としております、市長及び執行部が直接市民と意見交換を行う市政懇談会も、令和2年度に開催する計画です。

次に、人事課では、職員の福利厚生と併せて、多様化する行政需要に対応するための市職員の意識改革と能力開発が不可欠と考え、職員自身のスキルアップとモチベーション向上を促し、行政機能をフルに発揮することができる人材育成に取り組んでまいります。

特に研修関係では、各種研修センター、自治大学校などへの派遣や、人事評価研修などの特別研修のほかに、通信教育や資格取得等に対する助成制度に力を入れることで、職員が自己啓発に取組やすい環境を整えていきます。

一方、職員の心身両面にわたる健康管理は最も重要と考えておりまして、ストレスチェック制度の有効活用など、職員の勤務環境の改善にも力を入れてまいります。

また、令和2年度からは、会計年度任用職員制度がスタートすることになります。当該職員の処遇も改善され、1年を通して任用が可能となることから、これまで以上に効率的な行政運営につながるものと考えております。

このように、職員一人一人の能力開発と多様な職員採用による人材確保により、公務の能率的かつ適正な運営を推進してまいります。

最後に、設置から3年目を迎える国際課では、やつしろ国際化推進ビジョンに基づき、友好都市との交流促進を進めながら、急増する外国人市民との共生に向けた取組や、その推進母体となる仮称八代市国際交流協会の設立などを目指してまいります。

友好都市との交流事業は、北海市との次世代を担う青少年交流の中で、双方の家庭でのホームステイや教育文化施設見学を、台湾基隆市とは、主に人的交流を継続して実施してまいります。

このように、秘書広報課の市政の見える化の推進、人事課の市職員の意識改革と能力開発、国際課の国際化推進ビジョンの推進と、一朝一夕に実現できるものではありませんが、誇るべきふるさとを未来につなぐために、一つ一つの事業が将来の八代市を築く礎となるよう丁寧に進めてまいりたいと考えております。

以上、総務費における市長公室の総括とさせていただきます。

○総務企画部長（松村 浩君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務企画部、松村でございます。

引き続き新規事業を中心に、総務企画部の総括を申し上げます。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○総務企画部長（松村 浩君） まず、定住促進対策事業では、坂本地域におきまして、荒瀬ダム撤去後の地域振興の一環として、地域おこし協力隊1名の配置を予定いたしております。

また、八代市、氷川町、芦北町で構成している定住自立圏構想の共生ビジョンの計画期間が令和2年度までとなっており、今後も1市2町が互いの地域特性を生かし、役割分担を図りな

がら圏域全体の活性化を目指すために、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第2次共生ビジョンを策定いたします。

次に、八代・天草シーライン建設促進事業では、民間期成会で取り組んでおられるシーライン実現のための署名活動や、昨年8月に開催しました総決起大会により、これまでにない機運の高まりとなったことから、機運をさらに醸成させ、事業が進展するよう継続してシンポジウム等を開催してまいります。

次に、生活交通確保維持事業では、八代市地域公共交通網形成計画の計画期間が令和2年9月末で終了しますので、次期地域公共交通網形成計画を策定します。策定に当たっては、現在の利用状況はもとより、交通空白地域の要望、市民の皆様の御意見等も十分考慮しまして、利用しやすく、便利な路線の再編に努めてまいります。

次に、行財政改革推進事業としまして、業務の自動化を進めるため、RPAと呼ばれるパソコン上の操作を自動化するソフトウェアを導入いたします。令和元年度に実証実験を実施し、令和2年度においては、その効果が見込まれる児童福祉や、国保・年金業務など、10業務について実施する予定でございます。実施に当たっては、RPAに関する職員の知識、認識の向上を図りながら、職員が自前で開発、運用していくこととしております。

次に、超高速ブロードバンド整備事業は、地域の情報通信格差の是正を図る目的で、令和元年度から取り組んでいる事業で、去る2月22日に龍峯地区において、サービス開始記念式典を開催し、2月27日よりサービスが開始されております。令和2年度は日奈久、二見地区及び鏡地区の沿岸部の整備を進めてまいります。

最後に、基幹統計調査として国勢調査を実施いたします。これは、令和2年10月1日を調査基準日として、人口や世帯の実態を正確に把

握するため、5年ごとに実施される最大規模の統計調査です。調査区として市内全域を1002の調査区に分け、指導員約100名、調査員約730名の体制で、市内に住んでいる全ての人と世帯を調査いたします。

以上、総務企画部の総括とさせていただきます。

○財務部長（佐藤圭太君） それでは、財務部の主な事業につきまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○財務部長（佐藤圭太君） まず、財政が所管する関係でございますが、財政健全化への取組といたしまして、令和3年度の地方交付税合併算定替え終了を見据え、財政規律の堅持と市勢発展のための投資のバランスのとれた財政運営を確立してまいります。

また、ふるさと納税につきましては、昨年9月より観光振興課へ所管を移しまして、新たな取組による寄附金の増加を図ったところ、令和元年度は、返礼品の見直しや新規開拓などにより、約3億7000万円の寄附を見込んでおります。令和2年度におきましても、さらなる寄附金の増加を図り、一般財源の確保に努めてまいります。

次に、令和元年度から新たに資産経営課が設置され、未利用財産の活用による歳入確保や施設管理手法の効率化による経費の削減などを進めております。

令和2年度の取組といたしましては、未利用財産の売却や貸付け拡大のため、民間事業者を対象とした市有施設等利活用見学会の実施や各市有施設の電気料金削減に向けた取組、また新庁舎竣工後の効率的かつ効果的管理手法の検討を進めるなど、全庁的なファシリティーマネジメントをさらに推進してまいります。

次に、新庁舎建設関係でございますが、おかげさまをもちまして、本体工事につきまして

は、昨年１０月に着工し、現在、地盤改良工事並びに山どめ工事を進めており、令和３年１０月末完成を目指しているところです。

令和２年度は、令和３年度までの継続費の追加といたしまして、新たに電気附帯工事費として、総額２億７５００万円を予定いたしております。

工事の内容は、議会関係設備、防災関係諸室設備、各会議室放送設備、情報関係設備が主なものであり、令和２年度は１億１０００万円を予定いたしております。

また、現在進めております外構実施設計業務委託を令和２年度に完了した後に、令和３年度から本体工事の進捗に合わせて外構工事に着手する予定であります。外構工事につきましては、仮設庁舎の敷地も一般駐車場として整備する必要がありますことから、新庁舎周辺を第１期工事、現在の仮設庁舎周辺を第２期工事として進めていく予定としており、今後とも一層の進捗管理に努めてまいります。

次に、税関係ですが、市民税につきましては、個人及び法人市民税を初め軽自動車税、たばこ税、入湯税ともに税収減と見込んでおります。

また、固定資産税におきましては、市域内の地価については、いまだ下落傾向の地域が多くありますものの、土地の宅地化や償却資産の大臣配分の増及び実地調査などにより、固定資産税全体といたしましては、税収増を見込んでいくところでございます。

今後も引き続き、公正公平な課税に努めてまいります。

また、税の徴収につきましては、引き続き滞納整理の早期着手を行い、現年度課税分の収納率向上と翌年度への滞納繰越しの抑制を図ります。

早期の催告書発送と財産調査を徹底し、差し押さえ等の滞納処分を強化し、累積滞納額の削

減に努めるとともに、税負担の公平性を確保してまいります。

２９年度から、納税課内に債権対策室を新たに設け、強制徴収公債権についての一元的な滞納整理に取り組んでおり、令和２年度も引き続き取組を強化してまいります。

以上、主な事業について申し上げましたところですが、財務部は財政を預かっておりまして、財政面では、財源の確保に努め、健全な財政を維持し、将来にわたって持続可能なものとなるよう財政運営していきたいというふうに考えております。

以上、財務部の説明とさせていただきます。

○市民環境部長（桑原真澄君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部、桑原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、市民環境部関係分について、述べさせていただきたいと思っております。着座にてよろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○市民環境部長（桑原真澄君） まず、市民活動政策課が所管いたします住民自治の推進についてでございますが、現在、それぞれの地域協議会において創意工夫のもと、地域の特色を生かしたまちづくり活動を展開していただいております。

市としましては、活動交付金やまちづくり活動活性化補助金などの財政的支援に加え、地域の人材育成のための研修会の開催なども行っているところでございます。

また、平成２９年４月から地域協議会に委託しておりますコミュニティセンターの一部管理業務は、来年度も１７の地域協議会に受託していただく予定でございます。

次に、地域のまちづくり推進事業でございますが、昨年８月に、本市のまちづくりのための市民等と市の役割を明らかにし、市民参加と協

働を進めるための基本的事項を定めた八代市協働のまちづくり推進条例を施行し、市民フォーラムの開催など、条例の周知を図ってきたところでございます。

今後も、引き続き周知に努めていくとともに、地域の自主性、主体性を尊重し、地域の皆様の要望や意見をしっかりと受けとめて、協働による地域のまちづくりの推進に取り組んでまいります。

次に、コミュニティセンターの維持管理及び施設整備でございますが、コミュニティセンターを、住民の皆様にもいつでも安心して快適に利用いただけるように維持管理を行い、あわせて防災拠点としての機能の充実を図るとともに、誰もが利用しやすい施設となるよう、空調設備の整備やトイレのバリアフリー化などを計画的に進めてまいります。

特に、改築計画を進めてまいりました高田コミュニティセンターにつきましては、既に本体工事に着手しており、来年度末の完成を予定しているところでございます。

また、市政協力員関係でございますが、地方公務員法の改正に伴い、市政協力員が非常勤特別職に該当しなくなったことから、本市におきましても制度の見直しを行い、来年度からそれぞれの市政協力員と業務委託契約を結ぶこととし、現在、各自治会からの推薦を受け、契約事務作業を進めているところでございます。

制度は変わりましたが、市政協力員に担っていただいております、市と市民をつなぐという重要な役割に変わりはなく、引き続き市長からの委嘱を行い、市政の円滑な運営を目指してまいります。

次に、人権政策課が所管します人権啓発についてでございますが、人権啓発センターを活用しながら、人権が尊重される平等なまちづくりの実現を目指して、市民の人権意識の高揚を図るなど、啓発の推進に取り組んでまいります。

男女共同参画につきましては、女性の活躍推進やワークライフバランスの推進、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりなど、第2次男女共同参画計画の重点施策を初め、さまざまな取組を進めてまいります。

また、青少年健全育成においては、関係団体等と連携しながら、街頭指導やイベント、学校における啓発活動などを実施してまいります。

最後に、市民課でございます。本年8月3日より、市民の方が亡くなられた際の手続に関するワンストップ窓口として、おくやみコーナーを開設する予定でございます。このコーナーは、死亡届に伴い発生するさまざまな手続を、可能な限り一つの窓口で済ませることができるようにするもので、御遺族の負担軽減を目的としたものでございます。

また、年度末、年度初めにおける住民異動等の増加による窓口の混雑の緩和対策として、3月最終週から4月第1週にかけて、土曜日、日曜日の休日に窓口を開設いたします。

さらに、常駐の案内係員としてフロアマネジャーを継続して配置するなど、今後も便利で、優しく、わかりやすく、早い窓口を目指して取り組んでまいります。

以上でございますが、今後も、市議会を初め市民の皆様のお意見をお聞きしながら、改善すべきところは改善し、事業の着実な遂行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） ありがとうございます。

それでは、午前中の審議は、第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金、及び第13款・予備費の部長総括までとし、休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

(午後1時00分 開議)

○委員長(橋本幸一君) 休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

それでは、午前中の第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金、及び第13款・予備費について、部長総括まで終了しましたので、引き続き、本件について、執行部より説明を求めます。

○財務部次長(尾崎行雄君) こんにちは。

(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 財務部次長の尾崎です。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○財務部次長(尾崎行雄君) 議案第5号・令和2年度八代市一般会計予算のうち、款2・総務費、款11・公債費、款12・諸支出金、款13・予備費の総務委員会付託分について説明します。

説明に当たっては、職員給与経費は省略し、新規の取組や事業費の大きいものを中心に説明させていただきます。

それでは、57ページをお願いいたします。

款2・総務費でございます。まず、項1・総務管理費、目1・一般管理費で27億725万9000円を計上しております。前年度に比べ8027万6000円の増となっておりますが、職員給与経費の増が主な要因でございます。

58ページをお願いいたします。

説明欄中段の消費者被害救済事業960万2000円は、消費生活相談員の報酬653万4000円、毎月2回実施の無料法律相談の弁護士謝礼67万9000円が主なものでございます。

次に、4つ下の出張所関係事業1860万9000円は、出張所に勤務する事務補助員10名の会計年度任用職員報酬1323万5000円、職員期末手当126万9000円、社会保

険料231万4000円などでございます。

次に、2つ下の会計年度任用職員関係等事業3446万9000円は、産休代替等緊急対応の会計年度任用職員報酬として2602万円、及び社会保険料461万5000円が主なものでございます。

次に、3つ下の職員派遣事業5192万6000円は、熊本県市長会東京事務所、熊本県福岡事務所などに派遣している職員の帰庁報告、赴任、帰任などの旅費266万1000円や派遣職員の住宅借上料966万4000円、5名分の県人事交流職員給与等負担金3950万円などでございます。

次の職員研修事業1021万6000円は、市町村職員中央研修所、全国建設研修センター、自治大学校などへの派遣旅費366万7000円、コミュニケーション向上研修、交渉力向上研修などの事業委託料220万5000円、通信教育や自治大学校等の実務派遣研修の研修負担金356万9000円、資格取得補助などの自己啓発補助35万円が主なものでございます。

次のふるさと納税事業1億5122万3000円は、会計年度任用職員2名分の人件費360万1000円や、ふるさと納税謝礼の報償費9016万5000円、寄附の申込みから入金管理、特産品の配送管理や、自治体PRイベントなどのふるさと納税業務委託4928万円が主なものでございます。

なお、特定財源として、全額ふるさと元気づくり応援寄附金を予定しております。

59ページをお願いいたします。

上から3つ目の北海市交流事業は、近年、次世代を担う両市青少年間の相互交流を中心に実施しており、ホームステイや学校等教育文化施設の訪問などを通して、国際的友情の広がりや相互理解を深め、両市の友好関係の発展に資するものでございます。

派遣分の178万5000円は、八代市青少年友好派遣団の派遣に伴う団長以下16名分の旅費168万4000円が主なものでございます。

受入れ分の130万2000円は、北海市青少年訪問団の受入れに伴う部屋借上料37万4000円、同訪問団等の歓迎会及び期間中の食事代など食糧費63万4000円が主なものでございます。

次に、2つ下の市政協力員関係事業の1億1998万6000円は、市政協力員332名の委託料1億412万4000円、市政協力員事務費398万4000円が主なものでございます。

なお、市政協力員につきましては、地方公務員法の改正に伴い、非常勤特別職として任用することができなくなったことから、本市におきましても制度の改正を行い、市政協力員個人と業務委託契約を結ぶことといたしました。そのため、今年度までの報酬に代わり、委託料を計上し、また、新たに活動保険料として50万4000円を計上しております。

一つ飛んで、国際交流推進事業の638万円は、昨年度より外国青年招致事業を活用し、翻訳、通訳や外国人目線で国際交流活動等に従事しております国際交流員CIR1名に関する報酬351万8000円、特別旅費20万5000円、住宅借上料60万9000円などの経費のほか、国際交流協会設立準備に係る有識者報償費44万3000円、仮称ではございますが、八代市国際交流協会負担金30万円が主なものでございます。

続きまして、目2・文書広報費で1億3800万8000円を計上しております。前年度に比べ51万1000円の増でございますが、主に郵便料金の改定に伴う増によるものでございます。

まず、文書管理事務事業の本庁の6740万

5000円は、浄書印刷室のパフォーマンスチャージ料352万7000円、コピー用紙代、印刷機インク等の事務用品816万8000円、郵便料5162万4000円などでございます。

その下の各支所の経費も、支所で管理しておりますコピー機のパフォーマンスチャージ料や、コピー用紙代、印刷機インク等の事務用品、郵便料などでございます。

次に、下から2行目、広報広聴活動事業3662万9000円は、広報やつしろ印刷費3471万2000円、市公式ホームページのシステム保守料94万1000円が主なものでございます。

特定財源としまして、広報紙広告掲載料554万4000円、ホームページ広告掲載料100万8000円がでございます。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出金としまして2170万円を計上しております。

60ページをお願いいたします。

目3・会計管理費で1489万7000円を計上しております。会計管理事務事業の主なもの、一般会計及び特別会計の決算書などの印刷製本費120万9000円、口座振替手数料184万5000円、指定金融機関派出業務手数料345万2000円、OCR読取作業委託料255万4000円のほか、令和2年度より金融機関窓口収納手数料330万円を計上しております。

次は、目4・財産管理費で3億7874万1000円を計上しております。まず、市庁舎管理運営事業の本庁分では1億9500万2000円は、仮設庁舎や賃借している民間ビルでの電気料、水道料、下水道使用料などの光熱水費1369万9000円、電話料599万8000円、守衛並びに庁舎案内業務、清掃業務や機械等保守点検業務などの委託料6183万80

000円、仮設庁舎や倉庫のリース料、TSビル賃借料などの使用料及び賃借料1億703万9000円が主なものでございます。

特定財源として、仮設庁舎などの市債1億570万円のほかに、庁舎案内板の広告収入120万円などがございます。

その下からの各支所の経費も同様に、電気料、水道料、下水道使用料などの光熱水費や電話など支所庁舎の維持管理に要する経費でございます。

次の市有財産管理事業、本庁分の995万6000円は、集中管理している公用車の燃料費140万8000円、市全体の公用車の自動車重量税593万3000円が主なものでございます。

次に、3つ下の廃校施設管理運営事業876万2000円は、学校の統廃合に伴って廃校となった施設の維持管理経費で、令和2年度より廃校となる旧鏡西部小学校ほか7施設でございます。電気料、水道料、下水道使用料などの光熱水費213万9000円、警備、浄化槽、給水設備などの保守点検業務などの委託料374万3000円となっております。

次の各種損害保険加入事業4117万8000円は、市有施設の火災保険料1321万8000円、市全体の公用車の自賠責保険料及び任意保険料で1197万1000円、市有林の森林保険料471万7000円が主なものでございます。

次に、一番下の市庁舎施設整備事業、鏡支所分でございますが、240万7000円は、空調設備において、今後計画的に改修を進めるための基本設計業務委託経費でございます。

61ページをお願いします。

目5・企画費で1億1791万3000円を計上しております。まず、説明欄上から5つ目の定住促進対策事業645万9000円の主なものは、坂本地域において、荒瀬ダム撤去後の

地域振興の一環として、地域おこし協力隊1名の配置を予定しており、その費用として半年分の報償費120万円、活動補助金50万円、自動車等借上料24万8000円でございます。また、学生の視点で若い世代が八代に定住するための可能性を探るラボとあわせて、インターンシップとの連携を図るやつしろ学生ラボ企画運営事業委託160万円でございます。また、熊本県移住支援事業の一環として、東京23区の在住、通勤者が本市に就業、または起業する場合に補助する移住支度金の2世帯分200万円を計上しております。

特定財源として、県支出金のくまもと版地方創生移住支援事業補助金150万円、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金160万円を予定しております。

次に、結婚活動応援事業に160万円を計上しております。令和元年度からの取組として、定住自立圏を形成する氷川町、芦北町と連携し、出会いの場を提供するなど体験型婚活イベントを開催するための定住自立圏婚活事業委託料120万円のほか、結婚活動応援事業補助金40万円でございます。

特定財源として、氷川町、芦北町からの負担金80万円と、県支出金の少子化対策総合交付金20万円、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金60万円を予定しております。

次に、八代・天草シーライン建設促進事業113万8000円は、八代・天草シーライン建設促進民間協力期成会事業補助金47万5000円、八代・天草シーライン建設促進期成会負担金38万円、上天草市で開催するシンポジウムへ市民が参加するためのバス借上料10万円が主なものでございます。

次に、3つ下の住民自治推進事業6749万8000円は、市内地域協議会のまちづくり活動活性化補助金630万円、及び地域協議会活動交付金6087万5000円が主なものでござ

ざいます。このまちづくり活動活性化補助金につきましては、地域協議会のさらなる組織運営の強化とコミュニティー活動の活性化、積極性を後押ししていくために、令和元年度に引き続き、1協議会当たり年30万円を上限とし、令和2年度も継続して支援を行うこととしております。

なお、特定財源としまして、まちづくり交流基金繰入金630万円を予定しております。

次に、3つ下の各支所地域振興事業250万円は、支所管内の地域づくり活動の充実や住民自治及び防災意欲の向上を図るため、支所に属する地域、地区内で行う地域づくり活動に対して助成金を交付するもので、支所ごとに50万円を計上しております。

続きまして、目6・情報推進費で4億9393万9000円を計上しております。前年度に比べ1億9392万5000円の増となっておりますが、これは、令和元年度より実施している光ブロードバンドの未整備地区を整備するための超高速ブロードバンド整備事業補助金が主な要因でございます。

説明欄の上から2つ目の基幹システム運用事業9641万1000円は、住民基本台帳、税情報など39業務のシステム使用料6970万2000円、入力データ作成委託料1057万5000円が主なものでございます。

次に、八代地域イントラネット運用事業6514万8000円は、八代地域内の公共施設約140カ所を光ファイバーで結ぶ高速通信網の運用経費で、通信回線利用料2877万8000円、ネットワーク設備利用料3530万3000円が主なものでございます。

特定財源として、氷川町からの負担金979万8000円を予定しております。

次の情報化端末等運用事業6439万6000円は、複合機・プリンター163台分の賃借料336万5000円、職員に配付しているパ

ソコン1666台分のリース料3184万9000円、インターネット等利用における画面転送サービスの使用料1552万4000円のほか、端末用ソフトウェア使用料として1293万6000円などでございます。

次に、地域情報化事業の2億3655万2000円は、民設方式により光ブロードバンドの未整備地区を整備するために要する費用の一部を補助する超高速ブロードバンド整備事業補助金2億3000万円が主なものでございます。

なお、特定財源としまして、市債の合併特例債を2億1850万円、その他に、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金1150万円を予定しております。

なお、令和2年度は、日奈久、二見、鏡地区沿岸部の整備を予定しております。

62ページをお願いいたします。

目7・交通防犯対策費で1億2703万3000円を計上しております。前年度に比べ1226万1000円減の主な要因は、令和元年度に、新八代駅東口駐車場の駐車券発行機及び料金精算機を更新したこと、新庁舎建設に伴い、市営中央駐車場を公用車及び職員駐車場としたことにより委託料が不要となったことなどによるものでございます。

上から6番目の防犯活動推進事業805万6000円は、八代地区防犯協会連合会負担金733万3000円が主なものでございます。なお、八代警察署と氷川警察署の統合を受け、それぞれの防犯協会を統合し、令和2年度から新たに八代地区防犯協会連合会が設立され、負担金も一本化したところでございます。

次の防犯灯設置事業1282万6000円は、環境面、安全面の向上及び経費の削減を図るため、現在、市が経費を負担している公設防犯灯219基のLED化のための経費653万5000円、各自治会の防犯灯設置に対する補助金500万円が主なものでございます。

なお、特定財源としましては、国庫支出金 2 5 万円、安全安心まちづくり基金繰入金 6 5 3 万 5 0 0 0 円、及びふるさと八代元気づくり応援基金繰入金 1 0 0 万円を予定しております。

次に、3 つ下の生活交通確保維持事業 6 7 8 6 万円は、乗合タクシー運行事業補助金 6 1 1 1 万 2 0 0 0 円のほか、次期地域公共交通網形成計画策定事業業務委託料 5 0 0 万円、及び五家荘地域振興会が実施するグループタクシー運行に対する補助金 1 5 0 万円などを計上しております。

続きまして、目 8 ・人権啓発費で 1 億 1 3 8 8 万 5 0 0 0 円を計上しております。前年度に比べ 5 4 1 万 7 0 0 0 円の増となっておりますが、職員給与経費の増が主な要因でございます。

まず、人権啓発推進事業 8 0 2 万 5 0 0 0 円は、八代地域人権教育のための推進会議分担金 1 6 6 万円、市人権問題啓発推進協議会交付金 3 9 0 万円が主なものでございます。

次に、3 つ下の人権相談事業 4 2 6 万 6 0 0 0 円は、人権相談員 2 名分の報酬 3 1 8 万 6 0 0 0 円が主なものでございます。

次の男女共同参画啓発事業 9 7 万 5 0 0 0 円は、男女共同参画推進情報誌ミライの印刷製本費 1 9 万 1 0 0 0 円、いっそ DE フェスタ委託料 7 1 万円が主なものでございます。

次に、2 つ下の青少年健全育成事業 9 8 0 万 7 0 0 0 円は、街頭指導などに当たる青少年指導員の謝礼 3 8 8 万 8 0 0 0 円、青少年相談員 2 名の報酬 3 2 2 万 4 0 0 0 円のほか、薬物乱用防止事業委託経費 3 6 万円などを計上しております。

6 3 ページをお願いします。

目 9 ・コミュニティセンター費で 4 億 1 7 8 万 3 0 0 0 円を計上いたしております。前年度より 1 8 5 0 万 7 0 0 0 円減額しております

が、太田郷コミセン講堂つり天井改修工事など、令和元年度に行った大規模工事分の減少によるコミュニティセンター整備費の減が主な要因でございます。

まず、コミュニティセンター維持管理事業の 1 億 2 9 2 1 万 6 0 0 0 円は、2 1 地域のコミュニティセンターの維持管理経費で、内容としましては、電気料やガス代などの光熱水費 2 6 8 2 万 5 0 0 0 円、電話料や浄化槽清掃手数料などの役務費 2 7 0 万円、平日の夜間や休日の窓口業務委託 2 3 8 9 万 4 0 0 0 円、及び施設の一部管理業務を実施しますコミュニティセンター管理業務委託 5 6 4 5 万 5 0 0 0 円となっております。

特定財源として、施設使用料の 1 3 3 6 万 1 0 0 0 円などがございます。

次の、コミュニティセンター施設整備事業の 2 億 7 2 5 6 万 7 0 0 0 円は、主なものとしまして、高田コミュニティセンターの改築関連工事 2 億 3 6 7 5 万 3 0 0 0 円、コミセン機能を充実させるための整備としまして、代陽コミセン空調設備設置実施設計委託料 4 2 1 万 3 0 0 0 円、郡築コミセンのバリアフリー化改修工事 6 8 8 万 5 0 0 0 円、麦島コミセンのトイレ洋式化改修工事 3 0 8 万円及び宮地コミセンの空調機設置工事 9 6 0 万 2 0 0 0 円などでございます。

なお、特定財源としまして、市債は緊急防災減災事業債 2 3 7 0 万円、合併特例債 2 億 2 4 9 0 万円を予定しております。

続きまして、目 1 0 ・公平委員会費で、事務事業経費として 1 2 6 万 6 0 0 0 円を計上しております。

6 4 ページをお願いします。

目 1 1 ・諸費で 6 3 2 1 万 3 0 0 0 円を計上しております。

説明欄中段の国県支出金等返還金事業 1 0 0 0 万円は、過年度分の国県支出金の精算に伴う

返還金の準備金でございます。

一つ下の市税還付金事業5000万円は、前年度の法人市民税などの精算に伴う還付金の準備金でございます。

次に、目12・市庁舎建設費で23億8613万円を計上しております。前年度に比べ23億4026万4000円の増となっておりますが、これは、新庁舎建設事業23億7940万1000円のうち、昨年10月に着工しました新庁舎本体工事の工事請負費20億7680万円、及び木材加工等請負業務委託1億2540万円と、電気附帯工事費1億1000万円が主な要因でございます。

また、新庁舎建設オフィス環境整備支援事業の464万4000円は、オフィス環境整備支援業務委託の令和2年度支払予定額でございます。令和2年度は、今年度から実施しておりますサイン実施設計、什器・備品類に対する既存の活用と新規調達などの検討を行い、最終的な調整作業を予定いたしております。

65ページに移りまして、項2・徴税費、目1・税務総務費で5億4150万2000円を計上しておりますが、前年度に比べ916万6000円の増となっております。主に職員給与経費971万1000円の増によるものでございます。

なお、特定財源の国県支出金は、県の県民税徴収事務委託金でございます。内容は、市民税、資産税の事務事業経費でございます。

目2・賦課徴収費で1億615万8000円を計上しております。前年度と比べ665万6000円の減でございますが、納税相談員制度の廃止に伴う人員減が主な要因でございます。

なお、特定財源としまして、その他に徴税手数料、督促手数料などがございます。

まず、市民税賦課徴収事務事業2491万3000円は、納税通知書などの印刷製本費218万円、コンビニ納付に対応するための封入封

緘業務委託料885万5000円、電子申告などを行うエルTAXのシステムの使用料741万9000円、地方税電子化協議会等負担金277万6000円が主なものでございます。

次に、資産税賦課徴収事務事業5494万円は、地番現況図等作成業務委託料2544万3000円、不動産鑑定業務委託料1231万2000円、固定資産税納税通知書作成等業務委託料654万5000円が主なものでございます。

次の滞納整理事務事業2630万5000円は、先ほど、当該目の増減で御説明しましたが、4人の納税相談員制度廃止に代わり、新たに採用した会計年度任用職員3人と、従来から在籍する行政事務職員1人の、合わせて4名分の報酬574万円と、社会保険料109万2000円のほか、納付書つき督促状などの印刷製本費227万7000円、コンビニ収納事務委託料496万円、収納支援システムのリース料493万7000円が主なものでございます。

66ページに移りまして、項3・目1・戸籍住民基本台帳費で3億896万4000円を計上しております。前年度と比べ6916万8000円の増でございますが、おくやみコーナーの新設に伴う職員給与経費1283万9000円の増、及びマイナンバーカードの大幅な交付増が見込まれますことから、その業務を委任しております地方公共団体情報システム機構へ負担する交付金4784万4000円の増が主な要因でございます。

なお、特定財源としまして、国からの通知カード・個人番号カード関連事務補助金や、県からの権限委譲として、パスポートの申請受付や交付等に関する事務委託金などがあります。また、その他の財源は、住民票や戸籍謄本などの発行手数料などでございます。

続きまして、戸籍住民基本台帳事務事業4270万8000円は、総合窓口や新設されるお

くやみコーナーの会計年度任用職員の報酬と社会保险料など2640万7000円、戸籍システムのリース料及び保守点検委託料など1090万5000円が主なものでございます。

次の番号制度導入事業9057万円は、個人番号制度対応機器リース料及び保守点検委託で414万8000円、通知カード・個人番号カード関連事務交付金7589万円が、主なものでございます。

67ページをお願いいたします。

項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費で5221万3000円を計上しております。このうち選挙管理委員会事務事業281万8000円は、選挙管理委員4名の報酬133万円が主なものでございます。

68ページをお願いします。

項5・統計調査費、目1・統計調査総務費で2955万9000円を計上しております。

次に、目2・基幹統計費で5364万5000円を計上しております。前年度に比べ3868万5000円の増でございますが、これは、農林業センサス事業が終了し、新たに国勢調査事業が行われることによるものでございます。

特定財源としまして、国県支出金に県の国勢調査事業委託金などがございます。

説明欄、一番下の国勢調査事業5012万8000円は、人口や世帯の実態を正確に把握するため、5年ごとに実施される最大規模の統計調査で、指導員・調査員報酬4262万3000円が主なものでございます。

特定財源としまして、全額県委託金でございます。

69ページをお願いします。

項6・目1・監査委員費で5555万9000円を計上しておりますが、常勤監査委員や一般職の職員給与費のほか、監査事務事業240万4000円は、非常勤監査委員2名の報酬159万2000円が主なものでございます。

以上で、総務費を終わります。

それでは、ページが飛びまして、119ページをお願いいたします。

款11・公債費でございます。項1・公債費、目1・元金で、長期債償還元金事業として59億1017万7000円を計上しております。これは、学校改築や道路整備など、建設事業などの財源として、市が金融機関等から長期に借入れた長期債の返済の元金分でございます。

続きまして、目2・利子で3億4207万8000円を計上しております。

説明欄の、まず、長期債償還利子事業3億4013万円は、建設事業などの財源として、市が金融機関等からの長期借入れに対する利子分でございます。

次の、一時借入金利子事業194万8000円は、一時的な資金不足を補うために、市が金融機関から借り入れる際の利子分でございます。

続いて、款12・諸支出金でございます。項1・基金費、目1・財政調整基金費304万9000円、120ページに移りまして、目2・土地開発基金費246万円、目3・市有施設整備基金費179万9000円、目4・減債基金費116万3000円は、基金運用で発生する利子を積立てるもので、特定財源として同額の利子を計上いたしております。

次に、目5・ふるさと八代元気づくり応援基金費1億4908万2000円は、本市へ寄附されるふるさと納税寄附金から、ふるさと納税事業に充当した残りの1億4877万7000円と、基金運用利子30万5000円を積立てるもので、特定財源は、寄附と基金運用利子となっております。

目6・まちづくり交流基金費41万6000円は、基金運用利子を積立てるものでございます。

目7・平成28年熊本地震復興基金費148万1000円は、29年度に県の復興基金から交付されたものを原資として創設した基金でございまして、令和2年度の県の復興基金を活用した基本事業の実施に伴い交付される事務費交付金のうち事業に充当できない分113万3000円と、基金運用利子34万8000円を積立てるものでございます。

最後に、款13・予備費でございます。予算執行における緊急対応分としまして、予備費2000万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 59ページの総務費の中のことについてお尋ねします。

国際交流協会を新規で立ち上げられるということですが、立ち上げのときの、どんな団体をベースにしてというか、構成メンバーはどんな感じでつくられるのかなあというのを教えてください。

○理事兼国際課長（嶋田和博君） 国際課の嶋田でございます。

堀委員お尋ねの国際交流協会のメンバーということで、お答えをしたいと思います。

現在ですね、本年中の設立を目指して、準備委員会を立ち上げております。今年の1月に第1回の準備委員会を開いておりますが、その後ちょっとコロナウイルスの関係で、会議は中断をいたしておりますが、ちなみに、そのメンバーを申し上げますと、まず、経済団体から商工会議所や青年会議所、そして、慈善団体等からロータリークラブやソロブチミスト、あとですね、ボランティア団体として地域日本語教室やつしろクラブ、FSやつしろ、そして、有識者として中九州短期大学の教授、あと、企業関係

としてですね、管理団体を複数、それに市民公募として2名ほど、合計15名のメンバーで設立準備委員会を進めております。

今後ですね、協会立ち上げに当たりましては、こういった関係団体を中心にですね、会員の拡大を図っていきたいというふうに思っております。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、ありがとうございました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（橋本徳一郎君） 当初予算の概要のほうなんですけど、3ページに、アイジャンプ使用料45台ライセンスというのがあります。最初の総括のときに、RPAのシステムということだったんですけど、このRPAのシステムの利用目的、こういったものを導入するのかというのを、ちょっと教えていただきたいんですが。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課、福本です。

RPAの対象業務につきましては、来年度対象分は、保育所入所業務、それと児童手当の現況届の入力、認定業務、それとか、国保保険税収納組替え処理とか、あとは、国保年金課の事業月報作成とか、あと、社会保険診療報酬の支払基金への報告とか、そういうものの業務の自動化を考えております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。ほかに。

○委員（堀 徹男君） 予算書62ページですね、上から7番目ぐらいに、防犯活動推進事業について、少し教えてください。

説明の中で、氷川地区の防犯協会と統合したということでしたけど、氷川地区というのが、どこまで指すのかですね。氷川警察署だったので、鏡とか東陽とかですね、その辺も管轄だったので、氷川地区防犯協会というんでしょうけ

ど、具体的に氷川町を含めた氷川地区防犯協会を統合されたのか、それに対して、連合会の負担金として733万3000円を予算として上げられているので、氷川町の分は、広域でいうような分担があっているのか、それとも、この中に含まれているのかとかですね、また、その用途を何に使われているのかというのを、ちょっと教えてください。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 市民活動政策課の遠山でございます。よろしくお願いいたします。

堀委員、今お尋ねの件ですが、まず、こちらの連合会ですね、範囲といたしましては、氷川町も含めて八代市と氷川町全域ということになっております。

それと、負担金につきましては、八代市と氷川町で合計870万円を分担しているというふうになっております。負担の内容につきましては、人件費の25%を人頭割、残りの75%を人口割というふうにいたしております。

それと事業費につきましては、全て人口割ということで、八代市の場合は、先ほど御紹介いただいたとおり733万3000円、それと氷川町のほうが136万7000円が負担となっております。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、ありがとうございます。ありがとうございました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（成松由紀夫君） 62ページの2点あるんですが、いっちょずつ行きますけど、防犯灯設置事業の1282万、219基で、LED化と補助金云々とあったんですが、そこを少しちょっと詳しくわかれれば、わかる範囲で教え撃ていただきたいなと。

あと、次ページ、63ページのコミュニティセンター維持管理事業の概要のほうでも、建物

管理業務というところがあったとですけども、建物の補修等も含めて、この辺に入ってくるのかどうか。よければ、建物管理委託と管理業務委託の中身を少し、わかる範囲でいいので教えていただければ。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） まず、防犯灯のほうでございますが、例年ですね、各自治会のほうに補助金ということで、本年度も500万ほど計上させていただきますが、それ以外にですね、公設防犯灯293灯ございますが、そのうち219灯につきましては、まだLED化が済みませんものですから、それにつきましては、一括してLED化をしたいということで、合計の653万5000円を計上いたしているところでございます。

コミュニティセンターの管理費のほうでございますが、まず、建物管理委託のほうでございますが、こちらにつきましては、18施設ですね、シルバー人材センターのほうに委託をした分でございます。こちらにつきましては、内容といたしましては、施設の鍵の開閉、それと清掃ですとか、窓口貸出し業務となりますが、基本的には日中はですね、職員、もしくは現在非常勤職員の方いらっしゃいますけれども、休日ですとか、夜間につきましては管理委託をしているということでございます。

それと、一部管理業務委託につきましてはですね、今年度17の地域協議会のほうに委託をしているということでございます。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 防犯灯ですけれども、LED化ということで、その予算がですね、500万が通常のこととことでありますけれども、大変暗がりがあるとですね、いろいろと臨機応変にということで、大変担当課が努力されているのは伺っておりますので、臨機応変にですね、危険箇所等があれば、進めていただきたいなというのと、あと、コミュニティセン

ターの維持管理の、ちょっと私が理解してなかったのが、よくわかりましたので、よかったです。

あと、いっちょよかですか。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。意見と質疑はちょっと分けてお願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） 人権の絡みですね、62ページなんですけど、人権相談事業の相談員さんの謝礼——報酬ですね、2名、それと、青少年相談員報酬の2名ということがあるわけですけども、この業務の中で、例えば、出張業務というか、相談員さんによってはですよ、なかなか窓口に来られるのが困難であったりとか、そういったいろいろ、ケース・バイ・ケースがあると思うんですね。そういった経費等々は、これとは別になるのか、中に入っているのかというのと、その業務内容がどういうところか、わかる範囲で教えていただければ。

○人権政策課長（宮川武晴君） 人権政策課、宮川でございます。よろしくお願いします。

今、委員御質問の人権相談員さんと青少年相談員さんの経費のことについてでございますが、まず、相談をされる方につきましては、両方とも共通で、市民であるということを前提としておりますので、市内での移動ということになりますので、旅費等は計上してございません、移動に関する旅費はですね。場合によっては、今御指摘のとおり、こちらに来るのが難しいとかですね、どうしても現場なり、近所で話を聞いてほしいというのがあります。例えば、人権相談員さんですと、御近所関係ですね、近くに来てくれんどとか、そういった話もあります。青少年相談員につきましても、学校現場での御相談等もありますので、そういったところに相談員さんが足を運んでいただいているという現状はございます。

ですので、主に、市内を想定してますので、そういった旅費等はないというところでござい

ます。

それと、相談業務でございますが、人権相談員さんにつきましては、広く人権全般ということになりますので、例えば、繰り返しになりますが、御近所のトラブルだったりとかですね、悩み事であったり、人生観についてであったりとかですね、そういったお悩みをいただくこともございます。

青少年相談員につきましては、主に、名のとおり、青少年を想定しておりますので、それと保護者が相談の対象ということになりますので、そういった方を対象にお受けをしているという状況でございます。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 市内をあくまで市民ということで、旅費等々は上げない。それはしっかり理解すつとですけども、特に青少年相談員さんということになるとですよ、いろんな悩みを抱えて、学校でも対応できないとかあると思うとですよ。例えば、リストカットであったり、なかなか言えないような事情を抱えている。特に、パーセントとの割合を、ちょっと私も聞いたつですけども、女の子が非常に悩みを抱えとつたりというような、ケース・バイ・ケースで対応を、より柔軟にせんといかん部分があるのでですね、何か窓口の一部固定化するような流れと、こども未来課とほかの課とも連携はしっかりしていただいて結構ですので、しっかりと目線を合わせてですね、相談者の立場になって、やっぱり足を運んで、寄り添うところはしっかり寄り添っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（中村和美君） 62ページの市営駐車場の新八代駅東口、管理費で370万ですけど、これ、たしかここは、個人と契約してあると思いますけど、何台で、大体幾らぐらいの収

入があるのか、お願いします。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 東口駐車場の概要でございますが、東口駐車場につきましては、一般が70台、月ぎめが30台でございます。

現在、月ぎめのほうは満杯というような状況でございますが、2月末までの収入でございますけれども、一般のほうが1836万、それと、月ぎめのほうが206万8000円ということと、合計で1290万5000円程度が収入として上がっている状況でございます。

以上です。

○委員（中村和美君） 大体月幾らぐらいですか、個人の契約は、駐車場。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） JRの定期券がありなしで金額が変わってまいります、定期券があるほうが6280円、なしのほうで1万470円、倍ということになります。（委員中村和美君「1万470円、はい、ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 市政協力員関係事業について教えてください。

担当地区再編事業補助金ということで、828万円かな、上げてありますけど、平成30年度までに再編された地区に対して補助を実施となっているんですけど、再編された地区に対して、どういった意味合いでの補助をされているのかなというのを教えてください。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 市政協力員の担当地区の再編補助金でございますが、こちらにつきましては、当初坂本地区のほうからですね、なり手不足ということで、なかなか市政協力員のなり手がいないということで要望があって、つくり出した補助金でございます。

目的といたしましては、再編地区内の連携の充実を図ることを目的というふうにしておりま

す。

現在でございますが、坂本地区で43地区、それと東陽地区で1地区、それと泉地区で2地区でございます。

以上です。

○委員（堀 徹男君） すみません、ちょっと意味がよくわからなかったんですけど、市政協力員さんに対しての募集ということではなくて、連携を図るための、誰に何を払って、何をされているんでしょうか。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） あくまでも、例えば、3地区ございまして、それを1地区に統合するといった場合になりますと、2地区に対して収入が減るということになりますので、市政協力員さんは、あくまでもお一人です、市政協力員に対する補助金ということではございませんで、その3地区合わせて、2地区分の補助金を交付するというような形になります。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。ほかに。

○委員（橋本徳一郎君） 1つがですね、ホームページの広告料というのがあったので、100万8000円、これ、どういったところからの収入かというのと、あと、住民基本の部分で、入力データ作成委託が1000万計上されているので、どういったデータを扱われるのかというのを、ちょっと確認したいんですけども。

○理事兼秘書広報課長（野々口正治君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）野々口でございます。よろしくお願いします。

ホームページのバナー広告につきましては、大体継続で出していただいておりますところに、例えば、トヨタカ地建さんだったり、八千把の幼稚園さんだったりとか、そういったところが継続して出していただいておりますので、大体5社から6社がですね、掲示をしていただ

いておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） もう1件あったですね。どこかな。

○委員（橋本徳一郎君） 基幹システム運用の入力データ作成委託。すみません、概要の6ページになります。

○情報政策課長（早木浩二君） 情報政策課の早木です。

委員お尋ねの入力データ作成委託についてでございますけれども、今、住民情報関連のですね、基幹業務として15課かい、39業務を委託をしておる中でですね、市民税関係の電算システムへのデータを一括入力というものを、業者に渡してデータ化する業務を行っております。

大体、入力データ作成委託として13業務を委託しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。ほかに。

○委員（堀 徹男君） 番号制度導入事業について教えてください。

マイナンバーのことだろうかと思うんですけども、どれぐらい、今八代市でマイナンバーの登録が進んでおりますでしょうか。

○市民課長（西田裕一君） 市民課、西田でございます。

マイナンバーの交付ができた方につきましてですが、令和2年2月末現在で1万6861人でございます。

○委員（堀 徹男君） 1割に満たないぐらいの成果というようなことになりますか。（市民課長西田裕一君「はい」と呼ぶ）

これを導入することによって、何というんですかね、市民の利便性が上がったとか、役所の業務が簡素化できたりとかするだろうと思うんですけども、今の登録の数からいったら、

そんなに成果があるようなものでもないのかなと思うんですけど、登録を促す仕組みについては、どのようにお考えされてますか。

○市民課長（西田裕一君） まず、ただいまの人口に対する交付者数の割合ですが、13.2%でございます。

交付を促進する取組でございますが、申請が増えるようにですね、団体や事業にですね、出張申請を受け付けておりましてですね、企画政策課と連携をしまして、そちらの事業所、団体に出向きましてですね、申請を受け付けているということも行っております。

本年度は既に30団体ですね、小中学校等で行っております。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。堀委員、よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はいはい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見があったら、お願いいたします。

○委員（堀 徹男君） 先ほどお尋ねした国際交流協会の設立についてなんですけれども、本市初めての取組ということで、いろいろな課題があったりするかもしれませんが、ぜひともですね、うまく立ち上げられて、進められている国際交流についてですね、プラスになるようなものができたらなというふうに思ってます。

それと、マイナンバーの促進についてはですね、やっぱり1割ちょっとの達成率というのは、もう始まってから3年ぐらいはたっているんじゃないかなと思うんですけど、もう少し、せめて半分ぐらいまで上がらないと、こういった機械をですね、入れても、使うのが1割ちょっとというのは、実にもったいないような気がしますので、ぜひ数字を上げていただきたいと

思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（橋本徳一郎君） 2点、お願いします。

RPAの新しくシステムを入れるということですけども、システムを入れるのはいいんですけど、使いこなすのに相当、それなりの時間がかかるというか、習熟しないと難しいと思うので、しっかり活用していただくよう研修をしていただきたいというのと、もう1点、入力委託の件ですね、外部委託ということなので、個人情報なんか結構流出など、結構出ているので、報道なんかされてますので、セキュリティー管理というのをしっかりしていただきたいというのをお願いします。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（太田広則君） おくやみコーナーの設置ですね、一般質問でもしましたけれども、予算計上上がってきております。仮庁舎の中で、質問のときも言いましたが、非常に大変かと思えます。そうした中で、新庁舎にですね、つなげられるような、無理のないようなですね、設置方をですね、ぜひ頑張っていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（成松由紀夫君） 先ほど、多少要望ちゅうか、意見として言ったんですが、人権相談業務、それと青少年相談業務ですね、くれぐれも窓口の固定化していくようなことはないように、しっかりと目線を合わせるというか、実際相談員さんが、今募集かけても来られてないような事実も聞いてますので、宮川課長、その辺をしっかりと対応よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で、第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金、及び第13款・予備費についてを終了いたします。

執行部入れ替えのために小会いたします。

（午後1時56分 小会）

（午後1時57分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、第8款・消防費について、総務企画部から説明願います。

○総務企画部長（松村 浩君） 総務企画部、松村でございます。

令和2年度一般会計予算、第8款・消防費の説明の前に、新規事業等を中心に総括をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○総務企画部長（松村 浩君） まず、防災行政無線につきましては、令和元年度から令和2年度の2カ年で整備を進めております。令和元年度は、実施設計を行っており、令和2年度は、防災アプリを活用するシステムの整備や屋外拡声器などの整備を行い、令和3年度からのシステム運用を目指しております。

次に、平成30年度で整備しましたウェブ版の防災マップにつきましては、熊本県が令和元年5月に公表しました大靱川や鏡川などの県管理河川の想定最大規模の降雨量による洪水浸水想定区域図のデータを追加いたします。

また、球磨川水害タイムラインについては、校区ごとに水害時の時系列行動マニュアルであるコミュニティタイムラインの策定に取り組んでおり、これまで太田郷校区をモデル地区として策定し、現在は、宮地校区において策定を行っているところであり、今後も球磨川流域を中心に地区計画の策定に取り組んでまいります。

次に、大規模な水害等の災害が発生した際に、市民が市町の区域を越えて広域避難することを想定し、要請手順や避難先など、基本的な事項を定めた広域連携への取組を進めてまいります。現在、宇土市、宇城市、美里町、氷川町、芦北町の5市町と勉強会を実施しており、広域避難計画書及び協定書を作成し、来年度の出水時期からの運用を開始する予定でございます。

次に、消防団の整備では、小型ポンプ積載車等の更新や、装備品、資機材などを計画的に拡充していくほか、団員の新基準活動服を平成30年度より3カ年で整備していますが、令和2年度で全ての方面隊に整備完了となります。

また、近年の自然災害の甚大化に伴い、迅速に対応できる消防体制を整えるため、道路寸断時などにいち早く現場に駆けつけ、情報収集等が行えるよう、オフロードバイク2台を、今回泉方面隊に配備することとしております。

次に、消防団確保による消防団の強化・充実は大変重要と考えておりますが、近年、消防団に加入される方が減少しており、団員の確保は大きな課題となっています。引き続き、市民や市職員、女性、学生に向けた加入促進に加え、企業や経済団体への呼びかけを行っていくなど、消防団組織の強化に努めてまいります。

次に、災害時用備蓄品については、地域防災計画に掲げる人員の食料品や飲料水などを計画的に備蓄するとともに、一時保管場所として使用している旧河俣小学校の備蓄品等を保管する備蓄倉庫を新設することといたしております。

最後に、市民の皆様の防災意識のさらなる向上や自主防災組織の強化、地域の防災力の向上に、特に努めてまいります。

中でも、自主防災会組織活動の活性化、及び災害対応力の向上を図ることを目的として、地域の防災リーダーを育成することとしてまいります。令和元年度から、自主防災リーダー育成研

修会を実施しており、研修会の受講者が地域における防災リーダーとして、避難所開設、運営等への協力や、災害時における応急・救助活動などを行っていただく仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

また、地域における防災訓練や出前講座の開催など、できるだけ地域に出向きながら、きめ細やかな指導や啓発活動、協力要請などを行ってまいります。

以上、消防費の総括といたします。

引き続き、予算の詳細につきまして、山田総括審議員兼次長が説明をいたします。

○総括審議員兼総務企画部次長（山田純子君） 総務企画部の山田です。

令和2年度八代市一般会計予算書のうち、歳出の消防費について、説明をさせていただきます。着座にて、よろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○総括審議員兼総務企画部次長（山田純子君） 失礼します。

一般会計予算書の102ページをお願いいたします。

款8・消防費、項1・消防費、目1・常備消防費は18億3370万9000円を計上しています。これは、広域行政事務組合負担金事業で、八代広域行政事務組合の通常消防運営経費18億516万8000円のほか、日奈久分署、氷川分署の関係費用と新開消防署の建設に伴う負担金などとなっております。前年度に比べ1376万8000円の増となっておりますが、これは、鏡消防署氷川分署の元金償還分の負担金の増が主な要因です。

特定財源としまして、県支出金16万7000円、その他として火薬類取締事務手数料11万2000円があります。

次に、目2・非常備消防費で2億8511万2000円を計上しております。

まず、説明欄の消防操法大会等事業171万

7000円は、出初め式の経費75万5000円と、玉名市で開催される男性の県の操法大会経費96万2000円でございます。

次の消防団育成及び消防団員教育事業647万6000円は、消防団73分団の運営費補助194万2000円、年末警戒補助金234万円、消防団幹部先進地研修94万8000円が主なものです。

次の消防団活動事業1億9407万3000円は、消防団員2400名の報酬6384万5000円、退職報償金掛金4800万円、退職報償金5253万5000円、出動手当1372万5000円が主なものでございます。

次の消防団整備事業8284万6000円は、小型ポンプ積載普通車3台、軽自動車4台分で3738万7000円、小型動力ポンプ7台で1112万3000円、平成30年度から3カ年計画で全消防団員への整備を進めております新基準の活動服1913万2000円、団員半長靴130足分、133万4000円のほか、新たに泉方面隊に山間地域の消防力の強化のため、オフロードバイク2台分、150万円が主なものです。

特定財源として、県支出金で、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金など3657万7000円、市債で、過疎債750万円、緊急防災減災債1980万円、合計2730万円、その他で、消防団員退職報償金5253万5000円などで、5515万2000円となっております。

103ページをお願いいたします。

次に、目3の消防施設費で3202万1000円を計上しています。これは、消防施設整備事業としまして、防火水槽新設1039万5000円、消防格納庫建替3カ所分962万7000円、屋外消火栓ホース等格納箱150万円、消火栓負担金805万8000円が主なものです。前年度に比べ993万3000円の増

となっておりますが、これは防火水槽新設工事が主な要因となっております。

特定財源としまして、市債で、過疎債690万円、緊急防災減災事業債1670万円の、合計2360万円となっております。

次に、目4・防災管理費で9億5819万7000円を計上しております。

説明欄の上から三つ目、防災訓練事業188万4000円は、総合防災訓練費用170万7000円と、住民参加型防災訓練10万7000円でございます。

次の防災対策事業1646万8000円は、平成30年度から3カ年計画で整備を進めております市職員用防災服の整備費用で、514万8000円、Jアラート設備機器更新業務委託330万円、ウェブ版防災マップの県管理河川データの追加などの業務委託184万8000円、テレビデータ放送放送料金118万8000円、八代市総合防災マップ校区版の修正、増刷業務委託102万3000円などがございます。

次の防災行政無線整備事業9億1913万2000円は、保守点検業務委託632万円、防災無線電話料391万6000円、防災無線等電波利用負担金216万7000円のほか、令和元年度から2カ年計画で整備を進めております、新たな防災行政情報通信システムの整備委託費9億円が主なものです。

なお、整備委託費につきましては、令和元年予算の6億1100万円を繰越し、総額15億1100万円を予定しております。

次に、避難行動要支援者関係事業の健康福祉政策課分54万5000円は、高齢者や障害者の方など、災害時の避難において支援を必要とする方の名簿である避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う経費です。また、危機管理課分46万2000円は、地域福祉基金活用事業で、避難行動要支援者システムの保守料となっ

ております。

次の災害時用備蓄資材整備事業1626万8000円は、備蓄消耗品550万円、避難所備蓄資機材の300万円、防災備蓄倉庫設置746万8000円が主なものです。

防災備蓄倉庫の設置に関しましては、現在水や日用品等の比較的大きな物の一時的な保管場所として、東陽の旧河俣小学校体育館に備蓄しておりますが、災害時のリスク分担などの観点から、新たに整備する経費を計上しております。

特定財源として、県支出金、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金609万6000円、市債で、緊急防災減災事業債9億円、その他で、基金繰入金2211万2000円となっております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 広域行政の負担金事業の件でお尋ねをしたいと思いますが、総額で上げてはありますけど、予算の概要の調書の中にですね、それぞれ個別で、日奈久分署と氷川分署と新開分署の関係費負担金というので、分けてあるんですよね。それは、何を指して、関係費負担金なのかというのについて教えてください。

○危機管理課消防防災係長（稲崎敬文君） 消防防災係、稲崎です。

予算の詳細というか、割り振りなんですけれども、権限移譲事務負担で6万7000円、通常消防分ということで18億516万8000円、日奈久分署関係費が1341万5000円、氷川分署関係費が1440万4000円、新開分署用地負担というところで65万5000円というふうになっております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） それは何の関係費なんですかという、個別に、わざわざ。

○総括審議員兼総務企画部次長（山田純子君） 失礼いたしました。日奈久分署関係費、氷川分署関係費、あと新開分署の関係経費ですが、それぞれ建設に伴う起債の償還費になっております。（委員堀徹男君「はい、ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員（太田広則君） 102ページの消防団整備事業8284万6000円の中に、泉地区にオフロードバイク2台、これは私の記憶では、合併当初の、当時の市長が2台、もう15年ぐらいも前だと思うんですが、あれからすると、更新になるのか、それとも全く新たに買換えるのか。新規ですから、買うんでしょうけど、八代市には、もっとほかにも山間部ありますけど、オフロードバイクの数も含めて、状況を含めて確認したいんですが。

○危機管理課長（廣兼和久君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）危機管理課の廣兼でございます。よろしくお願いします。

オフロードバイクにつきましてはですね、市のほうは、今ゼロ台ということなんですが、消防のほうにですね、3台ございます。市のほうは、今ゼロということなんですが、今回新たに市のほうで購入するということになっておりまして、泉の方面隊のほうに2台配備をすることになります。（委員太田広則君「わかりました。了解です」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） そのオフロードバイクをですね、どこに置いて、誰が、どんな運用の仕方をするのかというまで教えていただけますか。

○危機管理課長（廣兼和久君） オフロードバイクにつきましてはですね、設置場所は、泉支所の一部ということになりまして、管理をする

のは、消防団のほうで管理をしていただくということになります。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（中村和美君） 消防団が管理するということは、そのためのテクニックが必要だと思うのですが、どういう考えで。

○危機管理課長（廣兼和久君） テクニックとしましてはですね、今、250ccのバイクになりますので、中型免許以上が必要になってくるということになりまして、泉方面隊のほうでですね、5名ほどですね、これに乗って活動ができますということを伺っております。

もちろんテクニックが必要になってきますので、広域消防のほうのですね、指導者に指導していただきながらですね、することと、あと、HSR九州というのが、大津にございますが、そちらのほうでですね、練習をしていただくということも考えております。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。ほかに。

○委員（堀 徹男君） 防災対策事業についてお伺いします。

防災士養成の支援の助成金とかをですね、出していただいて、取り組まれていると思うんですけども、これまでに何人ぐらい受講していただいて、資格をとられたのか。それとまた、今年度ですね、どれぐらいの見込みがあらわれるのかというのを、まず、お伺いしたいと思います。

○総務企画審議員（緒方 浩君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）緒方でございます。

堀委員さん御質問いただきました、防災士の補助につきましてですね、令和元年度、12名の方が受講いただきまして、10名の方が合格されております。

今、八代市内に防災士の方々がですね、現在159名登録されているという状況でございます。

今後、来年度につきましても、大体同様な形で、市民の皆様方に、多くの皆様方に募集を募りまして、受講いただきますよう啓発を図っていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見があったらお願いいたします。

○委員（中村和美君） 先ほどの件ですけど、とにかくオートバイ、危ないですからね、十分なる講習と技術を習得してやっていただかんと、もし、万が一事故を起こしてちゅうか、自損事故でですね、体でも動かれんというようなことがないように、十分指導していただくようお願いしておきたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 最後にお尋ねした防災士等のですね、育成支援等の事業なんですけれども、せっかくですね、公費負担、一部ではありますが、公費を負担して育成されるということで、今後はですね、それを組織化して、各校区あたりにですね、しっかり位置づけをして、フィードバックできていくような仕組みづくりも含めてですね、御検討いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第5号・令和2年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分については、原案のとおり

決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第43号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第1号(関係分)

○委員長(橋本幸一君) 次に、議案第43号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財務部次長(尾崎行雄君) 引き続き着座にて、説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○財務部次長(尾崎行雄君) それでは、別冊となっております3月定例会議案書その2をお願いいたします。

議案第43号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第1号でございます。総務委員会付託分について、御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ3380万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ602億3290万円といたしております。

続きまして、歳入を説明いたします。14ページをお願いいたします。

款15・県支出金、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で765万7000円を計上しておりますが、これは、新型コロナウイルス対策経営安定資金利子補給事業に対して補助されるものでございます。

次の款18・繰入金、項1・基金繰入金、目15、節1・財政調整基金繰入金では2614万3000円を計上しております。これは、地方財政法第4条の4第2号にありますように、

災害により生じた経費の財源に、財政調整基金を使うことができることとなっておりますので、先ほど説明しました県補助金を差し引き後、収支を図るために必要な金額を繰り入れるものでございます。この結果、財政調整基金の令和2年度末残高は約23億2700万円となる見込みでございます。

今回、財政調整基金を取崩しての対応となりますが、国の財政措置等動向を注視し、今後の財政運営に支障を及ぼさないように取り組んでまいります。

以上が歳入の説明でございますが、総務委員会に付託されました歳出はございませんので、これで説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(橋本幸一君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

議案第43号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号・令和元年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算

○委員長(橋本幸一君) 次に、議案第11号・令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○総務企画部長（松村 浩君） 総務企画部で
ございます。

議案第11号・令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算につきまして、まず、私のほうから総括をさせていただきます。座りまして説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○総務企画部長（松村 浩君） 本市のケーブルテレビ事業は、坂本、東陽、泉地域におけるテレビの難視聴対策、及び地域間の情報格差是正を目的に、平成16年度から平成18年度にかけて順次整備を行い、令和2年度でサービス開始から17年目を迎えます。

本事業の運営については、平成28年度から指定管理者制度へ移行しており、平成31年度から3年間の指定管理者委託を、引き続きテレビやつしろ株式会社に行っております。

本事業における大きな課題は、サービス開始から17年がたち、施設設備や伝送路が老朽化しておりますことから、設備の更新時期を迎えていること、また、昨今のインターネットサービスの超高速化、大容量化への対応が遅れていることなどが挙げられます。

このような中、令和元年度より、市内全域における光ブロードバンド通信網の整備に取り組んでおり、令和4年度には、ケーブルテレビ事業によりインターネットサービスを提供している全ての地域においても、民間事業者による光回線を利用した高速インターネットサービスの利用ができるようになります。

このようなことを踏まえ、今後、老朽化したケーブルテレビ施設の設備更新について、整備される光回線網の活用なども念頭に入れながら、ケーブルテレビを利用されている山間地域の皆様にとって、最も適した方法を検討していきたいと考えております。

以上、総括とし、詳細につきましては、早木情報政策課長より説明します。

○情報政策課長（早木浩二君） ただいま、総務企画部長から総括説明をいたしましたので、私のほうから詳細を説明させていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○情報政策課長（早木浩二君） それでは、令和2年度八代市特別会計予算書の139ページをお願いいたします。

令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2267万円と定めています。詳細につきましては、歳入から順に説明させていただきます。

少しページが飛びまして、144ページをお願いいたします。

2、歳入、款1・分担金及び負担金、項1、目1・分担金3万9000円は、平成23年度に新規にケーブルテレビを引き込まれた事業所1件の過年度分の受益者分担金でございます。

次に、款2・使用料及び手数料、項1、目1・使用料、節1・ケーブルテレビ使用料14万3000円と、節2・インターネット使用料7万9000円は、いずれも過年度分の使用料でございます。

続きまして、145ページをお願いいたします。

款2・使用料及び手数料、項2、目1・手数料、節1・督促手数料7000円でございます。

次に、款3・財産収入、項1・財産運用収入、目1・財産貸付収入、節1・土地建物貸付収入の69万9000円は、携帯電話事業者に対し、携帯電話基地局用に伝送路の一部を貸付けをしているものでございます。

款4・繰入金、項1、目1、節1・一般会計繰入金では、昨年と同額の2170万円を計上

いたしております。

続きまして、146ページをお願いいたします。

款5・繰越金の項1、目1・繰越金、款6・諸収入の項1・延滞金加算金及び過料、目1・延滞金と、項2・雑入、目1・雑入では、それぞれ1000円ずつを計上いたしております。

引き続き、歳出について御説明をいたします。147ページをお願いいたします。

款1、項1・ケーブルテレビ事業費、目1・一般管理費の18万4000円は、ケーブルテレビ事務事業で、管理運営審議会及び放送番組審議会の開催経費等でございます。

次の目2・施設維持管理費の節10・需用費600万円は、設備、機器及び伝送路等の修繕費で、節12・委託料の487万1000円は、平成31年度、すなわち令和元年度から3年間の指定管理委託を行っておりますテレビやつしろ株式会社への令和2年度分の指定管理委託料でございます。

次に、款2、項1・公債費の目1・元金1153万1000円、目2・利子8万4000円は、平成26年度インターネット通信関連機器の更改に係る施設整備事業債、及び平成27年度台風15号に伴います災害復旧事業債の償還に係るものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第11号・令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第18号・専決処分の報告及び承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分））

○委員長（橋本幸一君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第18号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（尾崎行雄君） 引き続き着座にて、説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第18号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、令和元年度八代市一般会計補正予算書・第10号で、12月定例会後に、訴訟事務に伴う債務負担行為の追加など、早急な対応を行う必要から、令和2年1月15日に専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託分について説明いたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ119万6000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ653億3654万9000円といたしております。

また、第2条では、債務負担行為の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、6ページの表で説明いたします。

それでは、6 ページをお願いいたします。

下段の第2表、債務負担行為補正の1、追加でございますが、訴訟事務委託（社会福祉法人理事選任処分取消請求訴訟業務委託）としまして、期間を令和元年度から訴訟契約終了年度まで、限度額を訴訟契約により決定した額に設定いたしております。

これは、市内の社会福祉法人龍峯会の資産を私的流用したなどとして、理事が辞任したことを受け、本市の職権により選任した一時理事7人を含む理事会によって、理事長職を解職された男性より、市に対して、一時理事を選任した市の処分の取消しを求めて、熊本地方裁判所へ提訴され、令和元年12月27日に訴状が届きましたことから、裁判を通して、本市が行った処分の正当性を主張するために、訴訟の結審までにかかる経費について債務負担行為の設定を行っております。

続きまして、歳入を説明いたします。10ページをお願いいたします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で119万6000円を計上しております。これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

以上が歳入の説明でございますが、総務委員会に付託されました歳出はございませんので、これで説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第18号・令和元年度八代市一般会計補

正予算・第10号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第19号・八代市過疎地域自立促進計画の変更について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第19号・八代市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） それでは、議案第19号・八代市過疎地域自立促進計画の変更について、御説明いたします。

お配りしております、資料1、八代市過疎地域自立促進計画の変更についてを御覧ください。

まず初めに、過疎地域自立促進計画とはの項目でございます。過疎地域自立促進計画は、過疎地域の要件を満たす市町村が、過疎地域自立促進特別措置法の規定によりまして定めることができる計画となります。

過疎地域自立促進計画に基づきまして、実施する事業では、国庫補助金の補助率のかさ上げや、税制の特例措置、さらに過疎対策事業債の発行が認められているところでございます。

本市におきましては、旧坂本村、旧東陽村、旧泉村が過疎地域の指定を受けております。

また、計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間となっております。

次に、議案として提案する理由でございます。過疎計画の変更には、国が定める変更手続としまして、軽微な変更と大きな変更の2種類

の変更がございます。

軽微な変更該当する場合は、県への事前相談のみで変更が可能となっております。しかし、大きな変更該当する場合は、県への協議、市議会での議決、さらに３大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣への報告が必要とされております。

今回の計画変更につきまして、大きな変更該当しますことから、議会の議決を経る必要があります。提案させていただいているところでございます。

次に、大きな変更とはの項目でございます。大きな変更の具体的な内容でございます。

資料２を御覧ください。八代市過疎地域自立促進計画の３３ページを御覧ください。

今回、議決をいただく部分は、黄色で網かけをしております。３３ページでございます。

事業内容に保育所等施設整備補助、また、事業主体に社会福祉法人を追加するという部分になります。

事業内容と事業主体を追加することに関しましては、計画の大きな変更には該当しませんが、当該事業の追加によりまして、過疎計画の事業費に増額が生じることから、大きな変更の要件に該当するものでございます。

それでは、この事業費の増額について、御説明いたします。

資料２の八代市過疎地域自立促進計画の４３ページを御覧ください。

計画の参考資料となる事業計画になります。

４８ページをお開きください。

黄色の網かけの部分が、今回追加箇所になります。４８ページでございます。

今回、保育所等施設整備補助の概算事業費１億２９１２万円を追加したことによりまして、大項目４、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の小計が１億５８８７万７０００円となります。

国が定める計画変更の手続では、この小計の部分の増減割合が２割を超える場合には、大きな変更該当するとされております。今回の増減割合は４００％を超える増額となりますことから、２割以上の増額となりますので、大きな変更該当し、市議会の議決をいただく必要がございます。

それでは、戻りまして、資料１、八代市過疎地域自立促進計画の変更についてにお戻りください。

項目、追加する事業概要でございます。追加する事業概要は、先ほど述べたとおりです。

次に、事業を追加することによる優遇措置でございます。今回計画に事業を追加することによりまして、２つの優遇措置が受けることができます。

１つ目が、国庫補助率のかさ上げでございます。来年度、市内過疎地域の私立の保育所におきまして、施設の改築が計画されておまして、本市では、国庫補助である保育所等施設整備補助金の申請を行う予定でございます。

この国庫補助の申請につきましては、過疎計画に対象となる事業を掲載している場合には、補助率のかさ上げを受けることができ、整備する法人の財政負担の軽減につながるものでございます。

なお、国庫補助の補助率は、通常国庫基準額の１０分の５でございますが、かさ上げがございますと、１０分の５．５になります。

次に、２つ目の優遇措置としまして、過疎対策事業債の活用が可能となります。国からの補助に加え、市も一部補助を行う必要がございます。過疎計画に対象となる事業を掲げていることで、市の負担の財源に、過疎対策事業債を活用することができます。

過疎対策事業債は充当率１００％で、交付税措置７０％と、非常に有利な地方債でございますので、過疎対策事業債を活用したいと考えて

いるところでございます。

このように、優遇措置は、過疎計画に当事業が掲載されていることが要件となりますことから、計画変更を行うものでございます。

保育所等施設整備費の予算計上につきまして、国からの内示があり次第、担当部署より別途御提案させていただく予定としております。

以上が提案理由となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第19号・八代市過疎地域自立促進計画の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

執行部入れ替えのため小会いたします。

（午後2時40分 小会）

（午後2時41分 本会）

◎議案第22号・八代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第22号・八代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（濱田浩介君） 皆さん、こんにち

は。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の濱田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第22号・八代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について、御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○人事課長（濱田浩介君） 議案書は21ページからになります。配付資料の1ページ目の議案第22号関係資料を用いまして説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨を御覧ください。

改正の趣旨につきましては、地方公務員法の規定により、人事評価の結果を、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用しなければならないとされているため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、主な改正内容を御覧ください。3つの条例について、主な改正点を説明いたします。

まず、（1）八代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の主な改正点の1つ目は、条例の名称の改正です。これは、手続及び効果以外の事項についても、今回新たに規定しますことから、条例の名称中、手続及び効果に関するを削除し、八代市職員の分限に関する条例に改称するものです。

2つ目は、降号、降格、降任及び免職の条件等の新設であります。今回、条例に、新たに勤務実績のよくない職員に対する降号、降格、降任及び免職の条件等を規定するものです。

枠囲いのほうに、条例に規定しております分限を行うための条件等を3つに区分して記載しております。

まず、条件の1点目は、①人事評価等に基づき勤務実績がよくない場合で、運用においては、人事評価の評価区分S・A・B・C・Dの

5段階評価のうち、Dまたは2年連続C以下を対象とする予定であります。

条件の2点目は、②指導その他の市長が定める措置を行うことであり、業務を通じた改善指導、職員の態様に応じた個別研修等を実施する改善措置を行うことを条件とするものです。

この措置を行ったにもかかわらず、条件の3点目、③勤務実績が不良なことが明らかとなき、勤務実績がよくない状態が改善されないときに該当する場合が分限の対象となり、この運用に当たっては、改善措置後に改善の状態等を総合的に判断することとしております。

次に、2つ目の条例ですが、(2)八代市一般職の職員の給与に関する条例についてですが、主な改正点の1つ目は、勤務成績の期間の変更です。これは、人事評価を昇給に反映させるため、条例中の勤務成績の基準期間を変更するものです。具体的には、現行の条例及び規則において、前年の1月1日から12月31日までとしている基準期間を、人事評価の評価期間に合わせまして、前年度の4月1日から3月31日までとするものです。

改正点の2つ目は、55歳超の職員の昇給停止であります。これは、55歳を超える職員の昇給は、勤務成績が特に良好、または極めて良好の場合のみ行い、標準の成績以下の場合は昇給しないことを規定するもので、国家公務員の取扱いに準拠したものでございます。

次に、(3)八代市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例については、人事評価結果を勤勉手当に反映させることについて、令和元年の6月期から既に実施しているところですが、この取扱いを条例上も明確化するために改正を行うものです。

最後に、3、施行日につきましては、令和2年4月1日とし、職員への周知期間を設ける必要があることから、令和2年度の人事評価結果から活用することとしております。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 教えてもらいたんですが、人事評価の方法というのは、こういった形になるんですか。

○人事課長（濱田浩介君） 人事評価には、能力評価と業績評価とございまして、業績評価につきましては、期首、年度当初にですね、目標設定をしまして、それを達成できたかどうかというのを、中間面談とかをしながらですね、進捗をずっと管理して行って、最後に期末面談までして、どうであったかというのを評価するものが、一つが業績評価です。

あと能力評価というのは、積極性だとかですね、そういった一般的な業務じゃなくて、一般的な職員の能力を評価するものがあるって、その2本立てで人事評価というのを行っています。

○委員（橋本徳一郎君） 評価については、何かめどになるようなシートとか、そういったものがあるということですか。

○人事課長（濱田浩介君） 職階ごとにですね、評価シートをつくっております。それに基づいて評価を行っております。（委員橋本徳一郎君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 面接とか、評価に関する部分で、直接給与に影響するということで、その辺のしっかりとした運用をですね、していただきたいというのが正直なところなんです。ぜひ、その人の分の収入だけではなくて

ですね、その部分の成長なんかも含めて、しっかり考えていただきたいということです。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第22号・八代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第23号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（濱田浩介君） それでは、続きまして、議案第23号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

議案書は、25ページからになります。配付資料の7ページの議案第23号関係資料を用いて説明いたします。

まず、1、改正の趣旨を御覧ください。今回の改正につきましては、本市から派遣している職員の有料宿舍使用料に係る住宅手当の取扱いについてでございます。

現在、4名の職員を県外へ派遣しておりますが、宿舍の使用料については、市で宿舍の借上げを行い、原則、国の有料宿舍使用料の算定に沿って、本人から使用料を徴収しているところでございます。

ただし、熊本県市長会東京事務所におきまし

ては、当該職員の実質的な負担がない規定となっていますことから、派遣職員間での均衡を図るため、その取扱いについて改正するものでございます。

次に、資料の2、改正の内容を御覧ください。

熊本県市長会東京事務所への派遣職員におきましては、熊本県市長会で貸与している宿舍に対して、使用料が徴収されておりますが、本市の規定においては、当該事務所の派遣職員においてのみ、有料宿舍使用料に相当する額を住居手当として支給する取扱いとなっております。そのため、住居手当の支給対象職員の要件のうち、市長会東京事務所に係る有料宿舍使用料に関する要件を削除するものでございます。

最後に、施行日につきましては、令和2年4月1日としております。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第23号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び地方公務

員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第２４号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（濱田浩介君） 続きまして、議案第２４号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正について、御説明させていただきます。

議案書は２７ページからになります。配付資料の１０ページの議案第２４号関係資料を用いまして説明させていただきます。

まず、１の改正の趣旨を御覧ください。令和２年度から会計年度任用職員制度の導入に伴い、地方公務員法に掲げるフルタイム会計年度任用職員につきましては、地方自治法が改正され、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費が支給されることとなりました。これに伴い、給料を支給される職員の補償基礎額については、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものでございます。

次に、２、改正の内容を御覧ください。２つの条例について、主な改正点を説明いたします。

まず、１つ目は、（１）議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例ですが、フルタイムの会計年度任用職員には給料を支給するため、補償基礎額に給料を支給される職員を追加し、常勤の職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定に準ずることとする規定を整備するものでございます。

○委員長（橋本幸一君） 以上ですか。（人事課長濱田浩介君「すみません、ちょっと」と呼ぶ）

ちょっと小会しましょう。

（午後２時５３分 小会）

（午後２時５４分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

○人事課長（濱田浩介君） それでは、続きまして、（２）地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてでございますが、この案件につきましては、（１）でありました、議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、昨年の９月議会において、一旦改正を行っておりましたが、改正の内容が異なりましたので、改めて、今回（１）、先ほど説明した内容に改正し直すもので、その際、９月に一旦改正したものをなかったものとする、削除させていただくものでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第２４号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の

方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○委員長(橋本幸一君) 次に、議案第25号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長(濱田浩介君) 続きまして、議案第25号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正について、御説明いたします。

議案書は29ページからになります。配付資料の12ページの議案第25号関係資料を用いまして説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨を御覧ください。八代市一般職の任期付職員のうち、任期付短時間勤務職員に対しまして支給される手当について、国の制度内容に準じて、関係条文の改正を行うものです。

次に、2、改正の主な内容ですが、任期付短時間勤務職員に対して支給される手当について、国の運用に合わせて、特例的に支給される地域手当を支給対象から除外し、また、これまで適用除外としていた単身赴任手当の支給を適用するというものでございます。

最後に、施行日につきましては、令和2年4月1日としております。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(橋本幸一君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で質疑を終了し

ます。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

議案第25号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、しばらく休憩いたします。

(午後2時57分 休憩)

(午後3時10分 開議)

◎議案第26号・八代市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、議案第26号・八代市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○文書統計課長(加来康弘君) 文書統計課、加来でございます。よろしくお願いいたします。

議案第26号・八代市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、説明いたします。座って説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○文書統計課長(加来康弘君) あらかじめお配りしております資料で、右上に議案第26号関係と記載した資料により説明いたします。こちらの1枚物の資料になります。

まず、1点目の改正の理由ですが、八代市固定資産評価審査委員会条例において引用しております行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、題名の改正、条項の追加等が行われたことにより、条例を改正するものでございます。

次に、2の改正内容ですが、新旧対照表の下線部とおり、引用している法律の題名の改正、引用条項のずれの修正、文言の整理を行っております。

最後に、3の施行日ですが、改正法が令和元年12月16日に、既に施行されていますことから、公布の日から、条例のほうは施行いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第26号・八代市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第27号・八代市印鑑条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第27号・八代市印鑑条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長（西田裕一君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民課の西田と申します。

議案第27号・八代市印鑑条例の一部改正について、説明させていただきます。座って説明

させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○市民課長（西田裕一君） 議案書では、33ページと34ページの部分でございますが、説明は、事前にお配りしております資料により説明させていただきます。議案第27号と書かれた資料と新旧対照表、ございますでしょうか。

資料のほうを御覧いただけますでしょうか。

まず、1、改正理由でございますが、今回の改正は、主に成年後見人制度に関するものでございます。

成年後見人制度は、認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人の日常生活を法的に保護する仕組みでございますが、これまで、この成年後見人制度を利用することで、資格・職種等から欠格事項として一律に排除されているという問題点が指摘されておりました。

令和元年6月7日に成立しました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、括弧内省略いたします、により、成年被後見人等に係る欠格事項、その他の権利の制限に係る措置の見直しが行われ、成年被後見人であることを理由に不当に差別されることなく、それぞれの資格・職種等にふさわしい能力の有無を個別的、実質的に審査し、判断するよう改められております。

今回、印鑑登録事務におきましても、成年被後見人になった場合の取扱いについて、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、八代市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

次に、2、改正内容でございます。すみません、新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。

右側、現行欄の第2条第2項に規定しております印鑑の登録を受けることができない者の条件について、2号の成年被後見人を、左欄の改

正案、2号意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く）へ変更するものでございます。

すみません、また資料にお戻りいただけますでしょうか。

2の改正内容、（1）上から4行目の米印の改正後の登録の取扱いについてでございますが、現行では、これまで成年被後見人の登記がされたとき、その方に印鑑登録があった場合は、条例に従って登録を抹消しておりましたが、改正後は、一旦印鑑登録を抹消した上で、印鑑登録の手続について郵便で案内を行い、その後、法定代理人が本人に同行され、再度、本人から印鑑登録の申し出があり、意思能力があると判断された場合は再登録できるとするものでございます。

なお、この取扱いは、総務省の通知のとおり行うものでございます。

次に、改正内容の（2）でございます。大変申し訳ありません、再度、新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。

右欄の現行、第5条第3項の上から4行目にあります、住民票の備考欄に記録されているを、左欄の改正案、住民票の備考欄に記載に変更し、以下、記載についての説明である括弧書きの部分、（法第6条第3項の規定により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされているを追記するものでございます。

あわせて、現行欄の第6条第1項第3号の記載についての、同じ括弧書きの説明を、左欄の改正案のとおり削除するものでございます。

なお、この部分は、印鑑登録証明事務処理要領が成年被後見人の改正と併せて改正されたものでございますので、本市においても同様に条例を改正するものでございます。

再度、資料にお戻りいただけますでしょうか。

か。

最後に、3、施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） すみません、1点ちょっと確認させてもらっていいですか。

条文の中ですね、何々のうち、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されているが、これ、記載になるんでしょうけど、その下の氏名の片仮名表記、または一部を組み合わせたもので表されている印鑑何々というのは、具体的に言うと、どういうことですか。

○市民課長補佐（竹下慎一君） 説明させていただきます。

非漢字圏の外国人住民が印鑑登録を行う場合においては、アルファベット等を使う、氏名のほうに表記されるということになりますけれども、その場合、氏名の表記を印鑑の場合では、片仮名の表記、アルファベットを片仮名に置き換えた表記で組み合わせられた印鑑を使って登録をされるということがあることから、このような条文の組み立てになっております。

非漢字圏の外国人住民という表記が、アルファベットで書いてあるものが、それを片仮名で書いたもの、それを印鑑に刻んであるというようなものを、この条文で表記したということになります。

○委員（堀 徹男君） 例えば、トムという片仮名で印鑑を彫ったやつを登録するということですか。

○市民課長補佐（竹下慎一君） はい。トムと、TOMと書いてあるものを、片仮名でトムとか、平仮名でとむというような表記をしても、その印鑑は、その方の名前を表記している

ということで、登録ができるというようなものになります。ここの表記はですね。

○委員（堀 徹男君） その記録が記載にかわるということは、何がどう変わるんですか。すみません、なかなか……。

○市民課長補佐（竹下慎一君） 記録、——これは、先ほど課長が言いましたように、国の印鑑登録証明事務処理要領の表記が変わったために、ほぼ同じものなんですけれども、これまで記録と書いてあったものを記載というふうに、処理要領が変わったものですから、それに合わせて変更したということになります。

○委員（堀 徹男君） 記録と記載は同義語で、全く意味は同じで、ただ表現が違うと。（市民課長補佐竹下慎一君「表現が違うだけのことだと思います」と呼ぶ）はい、わかりました。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第27号・八代市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書につきましては、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただきたいと存じます。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員会報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 異議なしと認め、そのように決しました。

執行部入れ替えのため小会いたします。

（午後3時22分 小会）

（午後3時23分 本会）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（八代市国土強靱化地域計画（案）について）

○委員長（橋本幸一君） それでは、まず、八代市国土強靱化地域計画（案）についてをお願いいたします。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 八代市国土強靱化地域計画（案）について、御説明いたします。

このたび、平成25年12月に公布・施行されました、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、いわゆる国土強靱化基本法に基づき、八代市国土強靱化地域計画案を策定いたしました。

資料1、八代市国土強靱化地域計画の概要版を御覧ください。

まず、項目1の計画の概要でございます。国土強靱化基本法が、平成25年12月に公布、施行されまして、国では、翌6月に国土強靱化基本計画を策定されました。

本市におきましても、布田川・日奈久断層帯や南海トラフを震源とする巨大地震、また、これまで経験したことのない集中豪雨などの発生が危惧されます。このような大規模な自然災害に対し、市民の生命や財産を守り、地域や経済への致命的な被害を回避し、迅速な復旧・復興、強靱な地域づくりを計画的に推進するために、八代市の国土強靱化地域計画案を策定したところでございます。

次に、(1)計画の位置づけでございます。本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき、本市における国土の強靱化の指針として策定するもので、第2次八代市総合計画を最上位計画としつつ、八代市地域防災計画を初めとする各分野別計画と整合性を持つ計画として位置づけるものでございます。

また、熊本地震からの復旧・復興を目指して策定しております八代市復旧・復興プランと多くの共通部分を有するため、復旧・復興プランに掲げられた取組、考え方を継承した計画としております。

次に、(2)計画期間でございます。計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間といたします。ただし、計画期間中であつても、社会情勢の変化や進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画期間である5年間の考え方につきまして

は、国の計画が、おおむね5年ごとに見直すこととされておりますことから、国に準じて設定したところでございます。

次に、(3)対象とする災害でございます。

冒頭にも申し上げましたが、市内全域に甚大な被害をもたらす地震・津波や集中豪雨、台風などの大規模自然災害を対象としております。

次に、項目2、地域防災計画との役割分担でございます。下段の図に示しておりますとおり、国土強靱化地域計画と地域防災計画では、計画の対象となる時期に違いがございます。

国土強靱化地域計画では、災害の発生前に、何をしておくのかを整理した計画になっているのに対しまして、地域防災計画では、発災前から、発災時、発災後の対応を整理した計画となっております。

また、地域防災計画では、一般災害や地震、津波災害など、災害のリスクごとに計画が立てられておりますけれども、国土強靱化地域計画では、あらゆるリスクを見据えつつ、最悪な事態に陥る事が避けられるよう、強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうとするものでございます。

次に、項目3、基本目標でございます。本市の国土強靱化を推進する上で、国はもとより、県の計画に掲げられた基本目標を踏まえ、本計画においても、次の4つの基本目標を設定しました。

まず1番目の基本目標として、市民の生命を守ること、2番目の基本目標は、市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、3番目は、市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること、最後に4番目としまして、被災した場合も迅速な復旧・復興を図ることとでございます。

次に、項目4、基本的な方針でございます。基本的な方針は、全13項目となりますが、ここでは、主なものを6つ掲載しております。

この基本方針につきましても、国の計画及び県の計画との調和を図り、設定しているところでございます。

次に、項目 5、事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定でございます。

資料 2 を御覧ください。冊子となっております。すみません、A 3 の紙でございます。

こちらは、八代市国土強靱化地域計画の体系図となります。A 3 の紙です。

本計画では、事前に備えるべき目標としまして、1 の共通取組から、右側、下段までの 9 の迅速な復旧・復興に向けた条件整備まで、9 つの目標を設定しております。

1 の共通取組につきましてもは、全項目に係る共通する取組を 1 カ所に整理したものでございます。

次に、起きてはならない最悪の事態を 30 項目、これに対する回避するための具体的な取組としまして、分野別施策を 85 項目設定しております。

戻りまして、資料 1、概要版を御覧ください。

項目 6、脆弱性評価と施策の推進方針の実施手順でございます。

実施手順としましては、まず、1、現行施策の進捗状況・課題の整理を行いまして、次に、2、脆弱性の課題の検討・評価を行いまして、その後、3、施策の推進方針の設定を行います。この実施手順の具体的な流れにつきましては、資料 3、計画書の本編、厚い冊子になっておりますけれども、資料 3 で一例を説明させていただきます。冊子でございます。

資料 3、八代市国土強靱化地域計画の 15 ページを御覧ください。

第 4 章、地域計画の推進方針でございます。ここでは、事前に備えるべき目標が、1、共通取組、起きてはならない最悪の事態が、1-1、共通取組、分野別施策が、(1) 防災意識

の啓発となります。この防災意識の啓発という施策に対する現状分析としまして、脆弱性の評価を行っております。

次に、脆弱性の評価に対しまして、今後どのようなことに取り組んでいくのかを、推進方針として整理しております。

また、推進方針に基づく具体的な取組を、主な取組として設定しているところでございます。

以上の構成によりまして、85 の分野別施策を設定しております。

次に、101 ページをお開きください。

この計画の進捗状況を把握するために、重要業績指標、いわゆる KPI を 42 項目設定しまして、進捗を管理することとしております。

以上が、計画書の全体概要となります。

また、資料 1、概要版の裏面につきましては、ただいま、資料 2、体系図、及び資料 3、計画書本編にて御説明しました部分と重なりますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上、八代市国土強靱化地域計画案の説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） ただいま説明がございましたが、質問等ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 早速ですけども、すぐにでも取り組んでいただきたいような項目がですね、59 ページと 60 ページにあるわけですけど、具体的に、これ、計画を練られて、いつから始動ということになったですかね。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 施行は令和 2 年の 4 月 1 日とさせていただいているところでございますけれども、新型コロナウイルスの関係でございますけれども、新型コロナウイルスに関しましては、実は、この国土強靱化地域計画では、国土強靱化基本法に基づいて策定をしているところでございます。

この基本法では、大規模自然災害を対象とすることとされていますことから、直接的な感染症対策については、対象としていないところでございます。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。4月1日から施行、施行日になっているでしょう。堀委員、いつから施行かということでしょう。

○委員（堀 徹男君） そうですね、早速でも、はい、してほしいなと思います。

○委員長（橋本幸一君） ということでよろしいですか。

ほかに。

○委員（成松由紀夫君） 施行日云々というのは、もう理解すつとですけども、実際問題、ここに感染症、疫病、医療救護活動の体制というようなことで書いてあるわけですけども、今理事会とか、対策本部の理事会、幹事会とか、いろいろ活発な議論が出よるといふようなところがあるので、こういったこともしっかりと含みながら活用すれば、それはそれで施行日にこだわらずに、いいんじゃないかと思しますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 意見として。

ほかに質問ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で、八代市国土強靱化地域計画案についての説明を終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（令和2年度組織機構再編の概要について）

○委員長（橋本幸一君） 次に、令和2年度組織機構再編の概要についてを説明願います。

○人事課長（濱田浩介君） 人事課の濱田でござ

います。よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年度組織機構再編につきまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○人事課長（濱田浩介君） 令和2年度の組織再編につきまして、新たな行政課題や市民ニーズに対応するとともに、効率的かつ効果的な組織機構を構築するため、見直しを行うものでございます。

資料の令和2年度組織機構再編の概要を御覧ください。こちらに沿って説明させていただきます。

まず、経済文化交流部におきまして、1、商工・港湾振興課の新設と、2、観光・クルーズ振興課の新設を行います。

1の商工・港湾振興課の新設につきましては、八代港におけるガントリークレーン、コンテナヤード等の物流機能が強化されたことから、八代港の貿易港としての利活用と企業立地の促進とを一体的に推進することにより、さらなる取扱量及び航路、便数の増加を図るため、商工政策課と国際港湾振興課を統合し、商工・港湾振興課を新設するものです。

次に、2の観光・クルーズ振興課の新設につきましては、八代港におけるクルーズ専用岸壁、国際クルーズ拠点が整備されましたことから、国際クルーズ拠点を核とした観光客誘致の一層の促進を図るため、観光振興課に、新たにクルーズ振興係を設置して、観光・クルーズ振興課を新設するものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

建設部におきましては、3の新庁舎建設課の移管と、4の営繕課の新設を行います。

3の新庁舎建設課の移管につきましては、新庁舎建設が施工段階に入ったことから、行政内部における技術的な指導監督体制を強化するため、新庁舎建設課を財務部から建設部に移管するものです。

次に、営繕課の新設につきましては、建築・設備の技術職員を集約し、技術継承を図るとともに、老朽化が進む市有施設の大規模改修等の営繕業務を一元化するため、建築住宅課から建築設備部門を分離・拡充し、営繕課の設置を行うものです。

また、建築住宅課を住宅課に改称しまして、増加する空き家対策の窓口を一本化するとともに、市営住宅の管理など、住宅関連施策を推進するものです。

課の再編につきましては、以上でございますが、5のその他、係等の再編につきましては、人事課、健康推進課、博物館、水道局における係レベルの再編についても記載しておりますので、お目通しいただければと存じます。

説明につきましては、以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 本件について、何か質疑、御意見等ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で、令和2年度組織機構再編の概要についての説明を終了いたしたいと思います。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で、所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 異議なしと認め、そ

のように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後3時41分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年3月18日

総務委員会

委員長